

平成25年度(17期) 通 常 総 会 次 第

と き：平成25年5月24日 13:30～14:30

ところ：札幌センチュリーロイヤルホテル

1. 開 会(司会) 専務理事 佐々木 力
2. 理事長挨拶 佐藤 正良
3. 総会成立報告
4. 議長選出
5. 議 案

第1号議案 平成24年度事業活動報告について

第2号議案 平成24年度貸借対照表並び財産目録

及び収支決算報告

第3号議案 平成25年度事業活動計画(案)

第4号議案 平成25年度収支予算(案)

第5号議案 組合員の除名について

第6号議案 役員改選(469P)

第8号議案 その他

6. 議長退任
7. 閉会宣言

平成 25 年度理事・監査・顧問・相談役

役員名及び組合員

理 事 長	〔株〕協栄 車輛	代表取締役	佐藤	正良
(放置車両・災害対策担当)				
副理事長	石上 車輛〔株〕	代表取締役	石上	剛
(財務担当)				
専務理事	〔株〕オートパーツ三伸	代表取締役	佐々木	力
(事業統括担当)				
常務理事	〔株〕高橋 商会	代表取締役	高橋	敏
(E L V機構北海道ブロック長)				
常務理事	〔株〕スーパーライン北翔	代表取締役	清水	誓幸
(総務・ホームページ再新担当)				
常任理事	〔株〕会田 車輛	代表取締役	會田	隆
(研修・講習・教育担当)				
常任理事	〔株〕青木 商会	取締役専務	高森	翼
常任理事	旭栄解体部品〔株〕	代表取締役	谷口	徹
常任理事	〔有〕中川車輛商会	代表取締役	中川	浩兵
理 事(札幌東支部長)	〔株〕ライズコーポレーション	専務取締役	山口	一幸
理 事(札幌西支部長)	欠員のため執行部理事が代行する			
理 事(空知支部長)	〔有〕北海パーツ		藤田	真一
理 事(室蘭支部長)	〔有〕駒里サルベージ	代表取締役	角田	寛
理 事(旭川支部長)	〔有〕菅野 商事	代表取締役	菅野	勉
理 事(函館支部長)	〔株〕タイヨー自動車	代表取締役	水口	太
理 事(釧路支部長)	釧路オートリサイクル〔株〕		佐々木	雅弥
理 事(帯広支部長)	〔株〕金太郎部品	代表取締役	北島	清美
理 事(北見支部長)	〔有〕北光 興産	取締役専務	幸田	栄治
会計監査	〔有〕近藤 車輛	代表取締役	近藤	高志
会計監査	〔株〕富士 商会	取締役部長	工藤	功
顧 問	〔株〕札幌パーツ	取締役会長	工藤	洋行
相 談 役	〔株〕南 商会	取締役会長	南	可昭
相 談 役	伊丹 車輛〔株〕	取締役会長	伊丹	伊平
事務担当			大坪	操

北自協組合員並び賛助会員(平成25年5月末)

札幌東支部 12 社

(有) オートワタナベ商会
(株) 協栄車輛
共栄車輛商会
(有) 佐々木商会
(株) 高橋溶接工業所
(有) 丸一田中商会
(株) 南 商会
森下自動車(株)
メンテナンスモーター(有)
(株) 青木商会
(株) ライズコーポレーション
(有) 佐藤自動車商会

札幌西支部 16 社

(有) 近藤車輛
(株) 札幌パーツ
(有) 佐藤車輛
セイセイ産業(有)
(有) そでむらレッカー
(株) 鶴岡車輛
(株) 富士商会
(有) ワイエス山田車輛
(株) ライラック車輛
(有) ワールドオートパーツ
(有) 余市パーツ
澤井解体
(有) アイワ車輛
(株) ティー・エムカンパニー
(株) マテック
(株) 鈴木商会

空知支部 11 社

(株) 井上車輛
(有) 遠度中古車輛部品
(株) オートパーツ三伸
(有) 中川車輛商会
中島自動車販売(株)
(有) 北海パーツ
(有) 産興商事
(有) シミズコーポレーション
(有) プロス
(株) スーパーライン北翔
(有) オートパーツインターナショナル

室蘭支部 14 社

(有) 会田車輛
石上車輛(株)
丸利伊丹車輛(株)
(株) ケーエー車輛
(有) 駒里サルベージ
(株) ウイング
(合) 山本商会
北光自動車工業(株)
(有) 樽前商会
(有) チバ
(有) ミヤタ産業
(株) 津山金属
大東開発(株)ピークル
岡谷エコ・アソート(株)

旭川支部 14 社

(有) アイエイシー商事
(有) オートショップ・トシ
(有) オートパーツ長谷山
(有) 幸正菅野商会
(有) 菅野商事
(株) 辻商会
旭川トヨペット商事(株)
中野商会
(有) 永山商事
西岡自動車商会
(有) まるふく八田商会
(株) 金田商店
旭栄解体部品(株)
(有) 中古部品センター

函館支部 7 社

(株) アシストフクダ
(有) カーリサイクルシステム
(株) 三晃商会
(株) タイヨー自動車
(有) 二協自動車商会
(株) 北日本山勝
(株) クロダリサイクル

釧路支部 4 社

(株) 高橋商会
山森商店
(有) 北原商会
釧路オートリサイクル(株)

帯広支部 6 社

(有) 尾畑商会
(株) 金太郎部品
(株) 日興商会
(有) ランドマークスリースリ
(有) オカダオートパーツ
(有) タナベ

北見支部 8 社

(有) 石川車輛商会
(株) 北見車輛部品センター
道東車輛解体
(株) 日北自動車
(有) 北光興産
(株) 北光車輛解体
(株) クリーンエコティック
(株) ボールド

賛助会員 14

(株) 丸恵原田商会
豊通リサイクル(株)
(株) 宮田自動車商会
日産部品北海道販売(株)
(株) ケイアイ
(株) サンシン旭川スクラップセンター
(株) 有田商店
(有) 中西自動車商会
(有) 日電鋼業
トヨタL&F札幌(株)
(株) 三光産業
(株) ネクストリサイクル
(株) 美星
(株) 大沼

組 合 員 92 社

賛助会員 14 社

106 社

北海道自動車処理協同組合(佐藤正良理事長)は、5月24日、札幌市内のホテルで「第17期通常総会(平成25

年度)」を開催した。本総会では、平成24年度事業報告並び平成25年度事業計画(案)並び収支予算(案)が審議され、満場一致で可決承認された。また、本総会には佐藤正良理事長の2期を向え、一部役員(理事)が改選された。

我々自動車リサイクル業界はいわゆる、組合組織は「使用済自動車」の仕入れ等に一部の組合員には困難を極めているとの話が聞かれるが、それを補うためにも資源の分別作業により、付加価値を上げることが必要ではないか。組合事業の趣旨は共に共有する中古部品並び素材等の販売ではないか。



(総会の挨拶を行う佐藤正良理事長)

佐藤正良理事長は、5月18日「神奈川県自動車リサイクル事業協同組合」の総会記事で、ELV協会の発足時には、全国的に加盟数の一番は北自協(120社ほど)で、次に神奈川県(100社)を超える会員に発展したが、当総会時には58社と組合員の数が減少したとの記事を拝見。北自協としてもひと言ではない。

組合組織の趣旨(目的)は全国的に発生する「使用済自動車」の処理、いわゆる再資源化に特化するかが責務である。特に、「自動車リサイクル法」の施行により、従来の無責任な廃車処理は法的観点から許されない。

昨年に続き総会の議長を務める菅野旭川支部長



(総会の議長を務める菅野旭川支部長)

基調講演の前座で下記の業界担当者から現状の紹介があった



(〔株〕マテック小場泰知専務氏)

〔株〕マテック小場専務氏から廃バンパーの再資源化事業等について説明を受けた。当冊子423Pに再利用の工程が記事となっている。

資源の有効活用は廃バンパーのみならず、捨ててしまえば廃棄物。再利用すれば資源である。逼迫している産業廃棄物処理施設の延命にも貢献する。



(ELVリサイクル機構河村二四夫代表理事)

スズキ株式会社技術管理部環境課 濱俊夫課長から「日本国内自動車解体業者」向け ENE-CHARGE用、リチウムイオンバッテリー(回収・リサイクルマニュアル)並び ENE-CHARGE用、リチウムイオンバッテリー取り外しマニュアル等について説明を受けた。

一般法人日本ELVリサイクル機構河村二四夫代表理事から現時点までの機構の取組み等について説明を受ける。

- ① 自動車リサイクル連携高度化事業について
- ② 平成25年度春季ブロック会議について
- ③ 自動車リサイクル士制度に向けた取組みについて
- ④ その他連絡事項について



(講師を務める濱俊夫課長)

自動車リサイクル法が施行されてから、8年を経過、近年、中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲が不適正に行われていることに、(経済産業省自動車課並び環境省リサイクル推進室)が関係者に通達を出したことについて「一般社団法人再資源化機構」須藤幸部長が説明を行った。

1、中古車の輸出とは認められない事項

次の作業が行われたものは、外見上自動車としての使用を終えていることが明確であることから、中古車として輸出することはできない。また、こうした



(一般社団法人再資源化機構) 須藤幸部長

作業は、使用済自動車の解体行為であり、自動車リサイクル法の解体業の許可を受けた解体業者でなければ行うことができない。

①ハーフカット、②ノーズカット、③ルーフカット、④テールカット、⑤エンジンの取り外し、⑥車軸の取り外し、⑦サスペンションの取り外し

2、中古車の輸出として認められる中古部品取り外しの範囲a以外の場合でも、輸出に当たり部品の取り外しを行うときは、自動車リサイクル法の解体行為に当たる可能性がある。ただし、次の付属品等を取り外し行為は、解体行為とは解釈されない。

①純正付属品以外のあとづけ部品等については、許可なく取り外しすることが出来る。

次ページ、パンフレット参考にして取り外しをしなければ処罰の対象となる。



**1年以下の懲役または
50万円以下の罰金が科されます。**

許可のない部品取り



取り外しエアバッグの転売



バッテリー等の未回収解体



フロン類の未回収



自動車リサイクル法から外れた解体行為は違反です。

自動車リサイクル法に違反した場合、 1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金 が科されます。

さらに、無許可営業の場合、廃棄物処理法にも違反し、5年以下の懲役または1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金 が科されます。



違反 1 許可のない 部品取り

解体業の許可を受けてください。

使用済自動車から自動車部品を取り外すことや、ハーフカット・ノーズカットなどを行うことは、解体行為です。自動車リサイクル法の解体業の許可を受けずにこのような行為を行うことは、無許可営業として違反になります。自治体（都道府県知事または保健所設置市長）から許可を受けてください。



違反 2 取り外しエアバッグ の転売

メーカー等に引き渡してください。

解体業者は、使用済自動車のエアバッグを取り外してメーカー等に引き渡すことが義務付けられているため、これを転売することは禁止されています。ただし、メーカー等から委託を受けた場合は、取り外さずに車上作動処理を行うことが可能です。



違反 3 バッテリー等の 未回収解体

バッテリー等は回収してください。

有用な部品のみを取り外した使用済自動車を他の業者に引き渡すことは、解体業の再資源化義務違反となります。部品取りを行う際は、必ずバッテリー、タイヤ、廃油・廃液、バスなどの室内照明用の蛍光灯を回収することにより、解体行為を完了させる必要があります。



違反 4 フロン類の 未回収

解体前に回収してください。

使用済自動車の解体を行う前に、自治体の登録を受けたフロン類回収業者がフロン類を回収しなければいけません。フロン類をみだりに大気中に放出すると、フロン回収・破壊法違反になります。回収したフロン類は、自ら再利用しなければ、メーカー等に引き渡してください。



**自動車リサイクル法および廃棄物処理法を遵守し、
不適正に解体された自動車やその部品を輸出しないでください。**

基調講演

演 題 ● ● ● 「付加価値を高める精緻な解体」

講 師： プロフィール

氏 名： 東日本自動車処理協同組合（副理事長・榎本春夫氏）



(基調講演・榎本春夫講師)



(講演に耳を傾ける組合員)



(共同出荷の例)



自動車には数多くの基盤がついています。
ナビ E/Gコンピューター エアerpバック
CDレコーダーなど、レアメタルの宝庫です。
市販の1トンプレコンに約200k入ります。
この程度で190k位です。



ケースから取り出したコンピューターの基盤
です。アルミを除去すれば単価は上がります。
金 銀 プラチナ パラジウム以外は評価し
ない業者、銅分まで評価する業者、色々存在し
ます。8年間のデータの集積を元に、出荷業者
を紹介しています。



重要な接点には金メッキが施されています。
鉄は1キロ二ケタ、金は1グラム4ケタです。
金の相場に大きく左右されますが、一目見れば
単価は予測出来ます。



左の写真はキーシリンダーです。上から亜鉛の
合金タンニユー、真ん中がアルミ合金、下が
マグネシウムです。体感すれば上から重い
順番です。キーシリンダーなので見分けは簡単
ですが、単品で素材を見分けるにはバーナーを
用いる方法もあります。タンニユーは黄色の煙
を出し白い粉で覆われます。アルミはトロリと
溶解落ちます。マグネシウムは青白く光りな
がら燃え続けます。

最終的には金属分析器を用いますが、ハンマー
で叩き衝撃具合と音、ヤスリ ペン磁石 火で、
ほとんどの素材を見分ける事が出来ます。
注意しなければいけないのが、亜鉛に火をかけ
て出る煙は有毒です。見分けかたの一例を
紹介しましたが、我々の扱う素材は他に類を見
ない程、素晴らしい物であることを今日は説明
いたします。(賞味期限 流行 換金性)



1



6



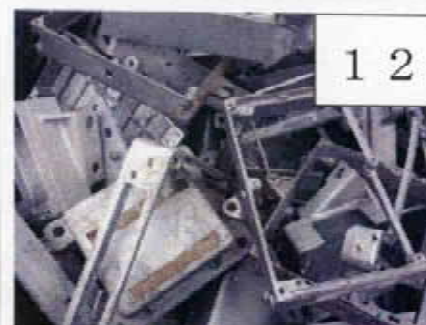
1 1



2



7



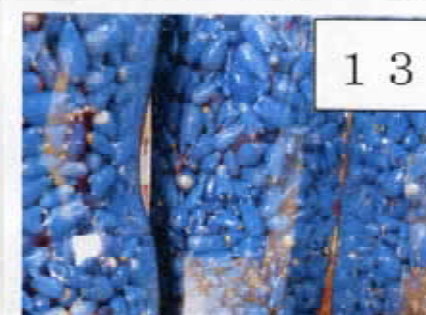
1 2



3



8



1 3



4



9



1 4



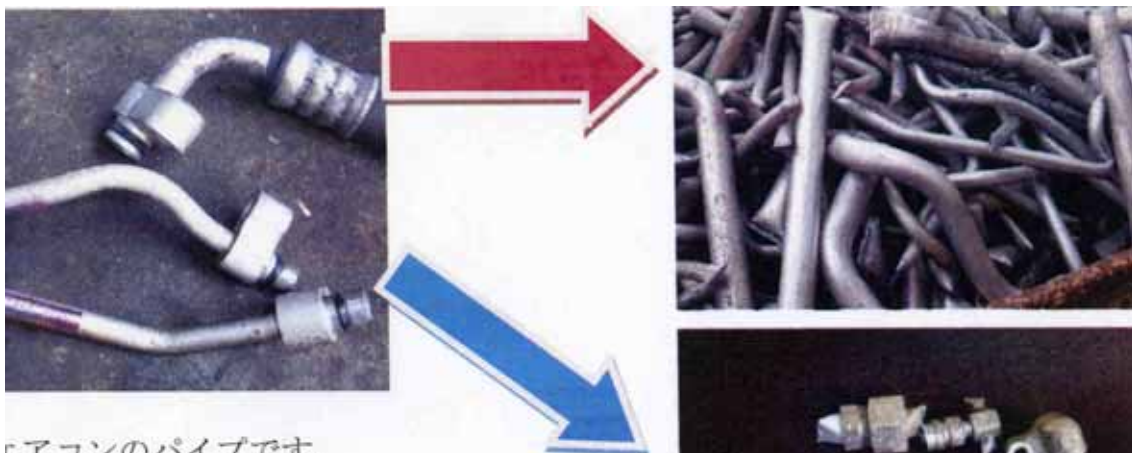
5



1 0



1 5



エアコンのパイプです。
合金の部分を分ければ値段は違います。
現在はパイプの方が使い勝手が良い為
直段が逆転して高くなっています。



鉄を外すと値段が2倍になります。時間は1分掛かりません。少し手を加えれば2倍から20倍に成る部材が自動車には山のようにあります。いわゆる資源の宝庫とゆわれます。

我々は外から玄関の戸を開け立ち止まり見ていただけです。おまけに雇用も生まれ、社会的貢献が今まで以上にできます。

使用済自動車の不純物は分別作業によって捨てる物は5%以下になります。問題は小規模事業者から発生する量には限度があります。ここで、発揮するのが組織(協同組合)です。

北海道自動車処理協同組合

懇親会式次第

1. 開 会

2. 理事長挨拶

佐藤 正良

3. ご来賓挨拶

経済産業省製造産業局 自動車課 自動車リサイクル担当係長

村上 豊 様

北海道環境生活部環境局 環境局長

千葉 裕司 様

(社)日本自動車販売協会連合会 札幌支部 支部長

杉本 亘 様

一般社団法人 日本ELVリサイクル機構 代表理事

河村二四夫 様

4. ご来賓紹介

5. 祝 杯

社団法人 日本鉄リサイクル工業会 北海道支部 支部長

駒谷 嘉一 様

6. 乾 杯

株式会社 エス・エス・ジー 代表取締役

古田 欽一 様

7. 閉 会

日 時 : 平成25年5月24日(金曜日)18:30～

場 所 : 札幌センチュリーロイヤルホテル(20階グレイスの間)



北海道自動車処理協同組合

北海道自動車処理協同組合

懇親会ご来賓名簿

経済産業省製造産業局 自動車課 自動車リサイクル担当	係 長	村上 豊 様
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	課 長	伊藤 譲 様
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	課長補佐	小野 正二 様
北海道環境生活部環境局	環境局長	千葉 裕司 様
北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課	課 長	川勝 富士男 様
〔社〕日本自動車販売協会連合会 札幌支部	支部長	杉本 亙 様
〔社〕札幌地方自動車整備振興会	会 長	柿本 純 様
札幌地方中古自動車販売事業協同組合	理事長	間谷 功三 様
一般社団法人 日本ELVリサイクル機構	代表理事	河村 二四夫 様
株式会社 エス・エス・ジー	代表取締役	古田 欽一 様
〔社〕日本鉄リサイクル工業会 北海道支部	支部長	駒谷 嘉一 様
一般社団法人 自動車再資源化協力機構 理事兼事業部	部 長	須藤 幸 様
東日本自動車処理協同組合	副理事長	榎本 春夫 様
北海道二輪車商業協同組合	理事長	大村 直幸 様
北海道中小企業団体中央会 連携支援部	課 長	阿部 次郎 様
財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団 北海道支局	支局長	武田 章 様
	職 員	藤林 一弥 様
熊本大学 法学部	教 授	外川 健一 様
北海学園大学 経済学部	教 授	浅妻 裕 様
SPNグループ北海道ブロック	ブロック長	茂田 貴範 様
スズキ 株式会社 技術管理部 環境課	課 長	濱 俊夫 様
マツダ 株式会社 CSビジネス企画課リサイクル推進グループ		亀若 博文 様
日刊自動車新聞社 北海道支社	記 者	市川 洋希 様
株式会社 陸運情報社	専務取締役	山岡 満 様

祝賀会におけるご来賓の挨拶



(佐藤正良理事長の挨拶)



(経済産業省自動車課村上豊係長)



(北海道環境生活部千葉祐司局長)



(自販連札幌支部杉本支部長)



(社団法人日本E L Vリサイクル機構河村二四夫代表理事)



(祝杯を発声、鉄リサイクル工業会駒谷嘉一北海道支部長)

株式会社エス・エス・ジー古田欽一代表取締役社長が懇親会の乾杯の発声で閉幕した。



(祝宴)



(祝宴)



(祝宴)



(祝宴)



(祝宴)



(祝宴)



日本ELVリサイクル機構は、東京都内の鉄鋼会館において、平成25年度定期社員総会を開催した。河村二四夫代表理事体制の折り返しとなり、大きな課題を抱えての定期社員総会である。総会の開催にあたり、河村代表は昨年の社員総会において、栗山孝行代表から引継ぎ一年を経過、研修事業「自動車リサイクル士制度の創設」について、「企業連携による資源循環型の促進」について、「自動車リサイクル法の関連活動」について、「委託事業」について、「広報部会の活動」について、「未来政策部会」についてなど関係理事の協力で取り組んできた。

また、平成25年度の事業活動については、明日、行われる「自動車リサイクル士制度」認定講習会を行い、自動車リサイクル管理士・実務士を認定する。時代の流れは、自動車解体業界にとどまらず広く関係業界を巻き込んだ自動車リサイクル業への転換期でないか。第9期事業における優先課題は、法令順守や人材育成を目的とした「自動車リサイクル士制度認定講習会」をスタートさせることです。



(定期社員総会における河村二四夫代表理事の冒頭の挨拶)

- 2) 安全作業の推進 3) リサイクル技術の向上教育 4) 循環型社会への取り組み 5) 模範たる人材の育成 ◆ 認定講習会 ① 自動車リサイクル管理士・実務士を認定する ② 引取業者(自販連・日整連など)の参加を可能とする ③ 試験に合格後、自動車リサイクル士の自主認定資格者証を交付する

2、資源循環とリユース部品の利用推進

◆ 資源循環の推進 ◆ リユース部品の利用推進などが本年度事業計画とする。

なお、交流会で、これまで ELV 機構の活動に貢献した会員の表彰を行った。表彰者は次の通り(順不同)
▽ 南可昭・北口賢二・栗山義孝・榎本擴・金子宏・今城高之・鴨下治郎・多田熱 以上8が感謝状を受けた



(ELV 機構の長年に及ぶ貢献が評価され感謝状を受賞した会員等)

昨今、エアバック類の監査において、一部の事業による不適正処理が指摘されていることは、業界の危機であり、業界関係者は今こそ襟を正す必要があると考えます。このような状況下で、自動車リサイクル法の安定的運用へ寄与するために、本年度より定期的に講習会を開催します。

第9期事業計画概要

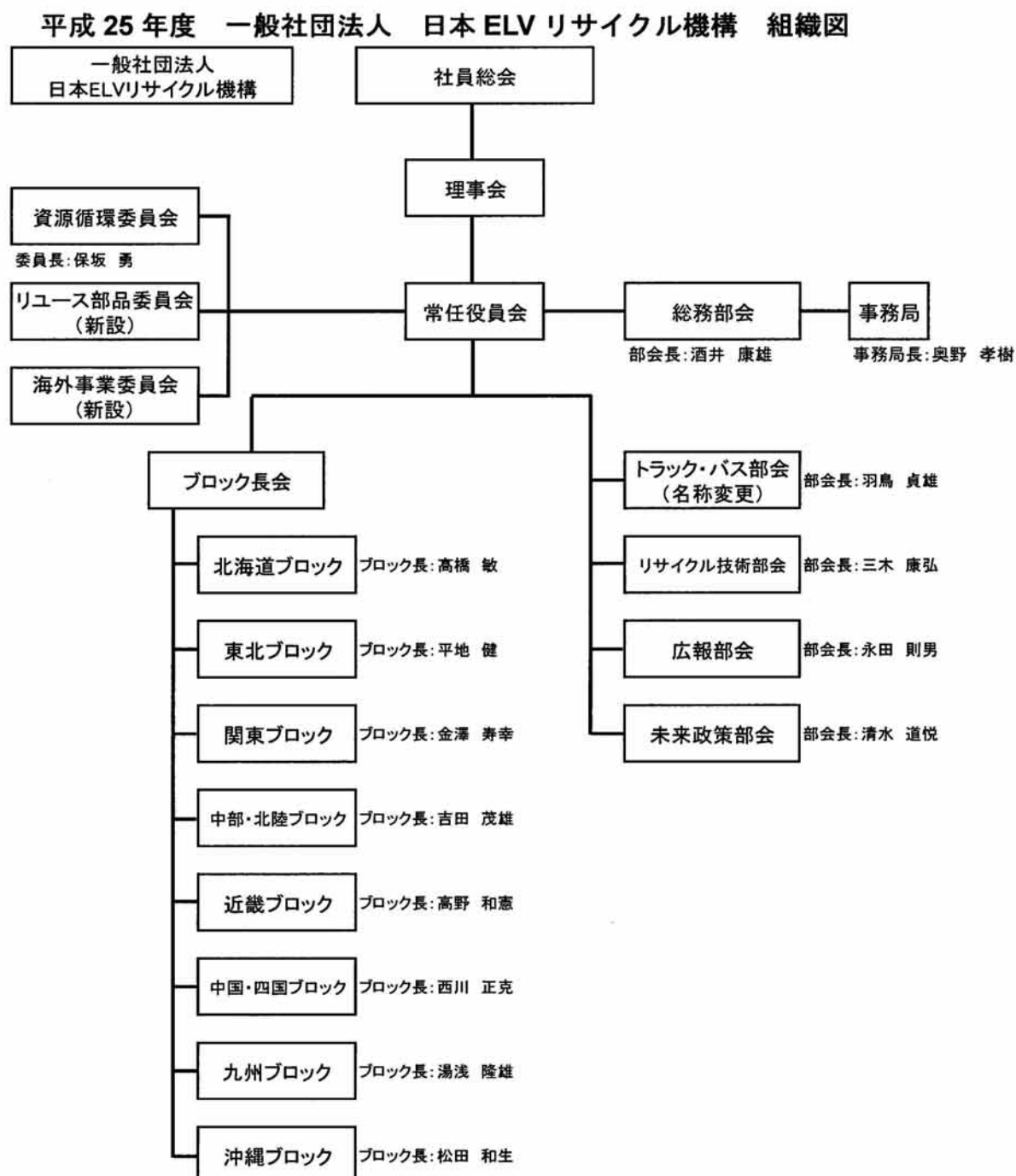
1、自動車リサイクル士制度の創設。

◆ 目的

- 1) 不適正処理の撲滅

4) 組織・人事（案）

1. 組織図



2. 組織の変更について

- ◆ 商用車部会の呼称を「トラック・バス部会」に変更する。
- ◆ リユース部品の普及拡大のための活動を行うため、「リユース部品委員会」を新設する。
- ◆ 海外市場の調査・研究を行うことを目的とした「海外事業委員会」を新設する。

懇親会の開催にあたり、ELV 機構、河村二四夫代表理事から、ご来賓などに平成25年度定期社員総会の概要等について報告なされ、明日、自動車会館で開催されます「自動車リサイクル士認定講習会(インストラクター研修会)」制度はELV機構が発足時からの大きな目標でもあり、執行部の知恵と会員の協力で寄り良いシステムを構築いたします。と挨拶、懇親会が開かれた。なお、オープニングセレモニーで、平成24年度、回収高度化事業報告ならび回収高度化事業に協力された事業者に感謝状が贈呈された。

ご来賓を代表して、経済産業省製造局自動車課、自動車リサイクル室、小野正室長・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課、自動車リサイクル対策室、庄子真憲室長・公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局、斉藤局長、乾杯、一般社団法人、自動車再資源化協力機構、加藤健洋代表理事・中締め、日本ELVリサイクル機構、吉川日生副代表理事などで懇親会が開かれ、終了した。



(日本ELVリサイクル機構河村二四夫代表理事)



(経産省自動車課、自動車リサイクル、小野正室長)



(環境省廃棄物・自動車リサイクル対策室、庄子真憲室長)



(自動車リサイクル促進センター事務局、斉藤局長、)



(自動車再資源化協力機構、加藤健洋代表理事)



(日本ELVリサイクル機構吉川日生副代表理)

『日本ELV機構第一回 自動車リサイクル士認定講習会』25.6.19.

日本ELVリサイクル機構(河村二四夫代表理事)は19日都内港区の日本自動車会館内くるまプラザで「第1回自動車リサイクル士認定講習会」を開催された。ELV機構発足来の大掛かりな事業行事となった。講習会には受講者77人を含め、関係者ら合わせて約100人が出席した。当制度は、自動車解体業者による適正処理の推進、「リ自法」など関連法令の順守と循環型社会への貢献、人材育成などを目的としたもの、ELV機構の発足時から重要議題としていたが、実らず河村二四夫代表理事に引き継がれ1年弱で本格的取り組みが行われた。

北自協は、ELV機構発足時から提案をしていたが、当時の執行部は当資格制度に余り関心がなかったことから、ELV機構(協会)を合算15年目で業界の責任を担う認定講習会が開催された。

なお、講習会の開催に先立ち、河村二四夫代表理事は「関係者の努力で開催にこぎつることができた。自動車解体業界の歴史的幕開けで、制度の発展にご協力をお願いする旨の挨拶をした。」引続き、経済産業省製造局自動車課の小林秀司課長補佐は「自動車リサイクル法が制定されて8年が過ぎ、着実な成果を上げている。適正なリサイクルの促進に、今後も取り組んでいきたい」と述べた。さらに、環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室の平塚二郎室長補佐は「違法業者者撲滅など自動車リサイクル法の円滑な運用のため、皆さんの協力を必要としている。引き続き、業界をサポートしていきたい」と挨拶した。

講習会では、テキストをもとに、(488P)のスケジュールで始められた。認定講習会後に終了試験を行った。合格者には、自主認定資格者証が後日交付される。



(第1回自動車リサイクル認定講習会会場)



(受講風景)

自動車リサイクル士(解体業)制度の導入は自動車解体業界に新風を与える画期的取り組みではないか。戦後の復興を支え、わが国における自動車生産台数は、世界的に上位を占めている。国内で発生する「使用済自動車(廃車)」は約500万台、内約100万台強が輸出車として流通している。昨今では、約300万台が廃棄処理されている。廃棄車両を手がけているのが、いわゆる自動車リサイクル業者である。

一般社団法人 日本ELVリサイクル機構

自動車リサイクル士認定講習会(インストラクター研修会) 次第

日時:平成25年6月19日(水) 10:00~17:00

場所:自動車会館内くるまプラザ貸会議室 第1+第2会議室

〒105-0012 東京都港区芝大門 1 - 1 - 30 芝 NBF タワー1F

進行:一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構 事務局

10:00～ 主催者挨拶 日本 ELV リサイクル機構 代表理事 河村 二四夫
来賓挨拶 経済産業省製造産業局自動車課 課長補佐 小林 秀司 様
環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長補佐 平塚 二郎 様
資料確認

【自動車リサイクル士認定講習会 午前の部】

10:10～ 第1章 自動車リサイクル士制度について(10分)
講師:日本ELVリサイクル機構 副代表理事 吉川 日男

10:20～ 第2章 自動車リサイクル法の概要(40分)
講師:環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長補佐 平塚 二郎 様

第3章 自動車リサイクルの実務

11:00～ 1. 自動車リサイクルシステム(JARS)と電子マニフェストシステム(30分)

講師:自動車リサイクル促進センター 情報管理部 主事 下川 暁治 様

11:30~ 休 憩(10 分)

11:40～ 2. 引取工程の実務(10分)
講師:自動車再資源化協力機構 業務部マネージャー 三淵 亮 様

11:50～ 3. フロン類回収工程の実務作業(30分)
講師:自動車再資源化協力機構 業務部マネージャー 三淵 亮 様
講師:タスコジャパン(株) 空調事業部 部長 西 益弘 様

12:20～ 昼食(40分)
※お弁当を準備いたします。

【自動車リサイクル士認定講習会 午後の部】

- 13:00～ 4. 解体工程の実務作業(50分)
講師:自動車再資源化協力機構 業務部マネージャー 三淵 亮 様
- 13:50～ 5. 破碎工程の実務作業(20分)
講師:三菱自動車工業(株) 環境技術部部長付 山村 陽茂 様
- 14:10～ 休 憩(10分)
- 第4章 資源環境
- 14:20～ 1. 自動車メーカーの取組み(3Rの取組み事例)(20分)
講師:本田技研工業(株) 環境・リサイクル推進室主幹 山根 保夫 様
- 14:40～ 2. 自動車リサイクル業界の取組み(20分)
講師:日本 ELV リサイクル機構 総務部会長 酒井 康雄
- 15:00～ 休 憩(10分)
- 15:10～ 第5章 安全作業・衛生管理(20分)
(株)プロトリオス ボデーリペア技術研修所 事務局長 小川 直紀 様
- 15:30～ 第6章 マネジメント研修(20分)
日本 ELV リサイクル機構 副代表理事 吉川 日男
- 15:50～ 講評・閉会挨拶(5分)
日本 ELV リサイクル機構 リサイクル技術部会 部会長 三木 康弘
- 15:55～ 休 憩(20分)
- 16:15～ 修了試験(40分)

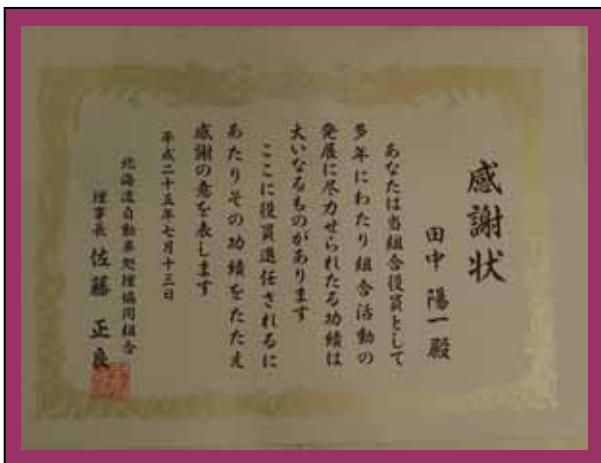
[illegible]

去る、13日、平成25年度総会後初の理事会を市内の共済ビルで開催した。今回は新理事が多く交代、また、4名の理事が退任されたことから長年の組合活動に感謝状と慰労の会を設けた。理事会において、下記の議題等について審議がなされた。前期に引続き高度化事業に積極的に取り組み組合員全体の利益を求めることに努めるが確認された。理事会は、工藤顧問・伊丹相談役・近藤、工藤両監査役を始め役員並び理事等が出席し定時刻に終了した。懇親会では、佐藤正良理事長から退任理事に対して、田中副理事長・吉岡理事・水城理事・三浦理事の4人で三浦理事は欠席した。

理事会、議題について

- 総会後に開かれた『精緻な解体講演会』を踏まえ、「東日本自動車処理協同組合」の会社視察について
- 高度資源回収事業の詳細説明
- 執行部の役割
- ELV 機構の今期の事業活動
- 理事等の旅費清算内容等
- その他 について2時間30分検討された。

懇親会の開催にあたり、佐藤正良理事長より、3名の理事に対して、長年の理事活動等について謝辞を述べ、3名に感謝状を手渡した。なお、三浦理事については、後日札幌に出向いた際に佐藤理事長から手渡すことにした。



(感謝状)



(勇退理事に感謝状をあげる佐藤正良理事長)

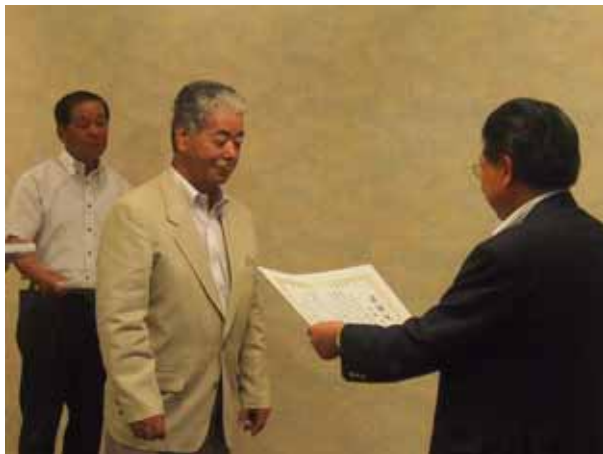
佐藤正良理事長から長年に及ぶ間、理事として地域支部長としてご尽力を重ねて厚くお礼の言葉を述べて、3氏に感謝状を贈った。



(感謝状をうける田中陽一前副理事長)



(感謝状を受ける吉岡利典函館前支部長)



(感謝状を受ける水城英寛札幌西前支部長)



(3氏より組合活動等について思い出を述べた)



(祝杯の音頭を行う南可昭相談役)



(乾杯の音頭を行う伊丹伊平相談役)

祝杯の発声を受けた、南可昭相談役は田中前副理事長においては、北自協設立当初から長き渡り私を支えて頂いたことに感謝を述べた。吉岡理事並び水城理事においても同様組合活動にご協力頂き有難う御座いましたとの挨拶で祝杯の音頭とり、懇親会が和やかに開かれた。

乾杯の発声を受けた、伊丹伊平相談役は前南可昭理事長と共に副理事長を務め組合事業に貢献されたことに感謝と今後も理事を退いたからではなく、皆様で全国の模範となる事業活動に取り組むことを望みますと懇親会をめた。

◇◇懇親会の意義◇◇

組織や集団に属する人どうし、また目的を同じくする人どうしが交流し親睦を深めるために大変貴重な場である。一般的に飲み食いといわれるが単純な場ではない。特に日頃は会話の機会ない来賓者などと話し合うことは貴重時間である。来賓を招いて懇親会を開くのは通常総会みのが多い。貴重な会話の時間を有意義に過ごさして頂きたい。

※ELV機構第一回北海道ブロック自動車リサイクル士認定講習会』25.10.4.◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

ELV機構は、4日、北自協が兼ねてより念願の自動車リサイクル士制度に関する認定講習会を札幌きょうさいサロンで開催した。関東、東北ブロックに次いで実施され、道内各地から103人が認定講習試験を受けた。

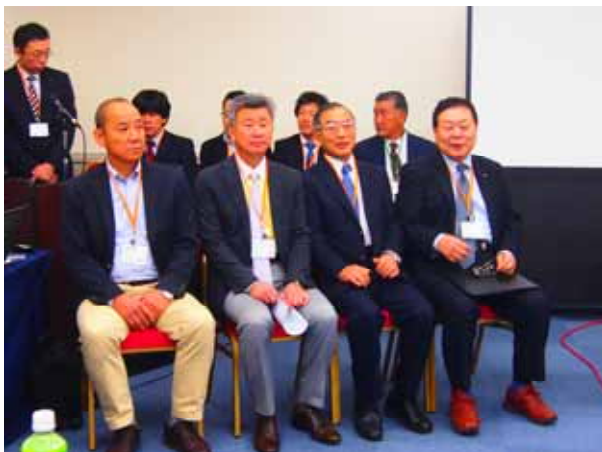
北海道は最多の受講者数で関心の高さをうかがわせた。同認定講習会は、ELV 機構が中心になって本年度の事業計画の主要課題している。平成17年1月から施行した自動車リサイクル法の充実した概要をリサイクル従事者として基本的考えも基で社会的観点から行政、製造者、排出者などに信頼と業界の認知度を目的に行う取り組みである。自動車リサイクル法には、使用済自動車等を扱うための許可制度はあるが、解体行為を行うための資格制度が義務付けはない。特に、エアバッグ類の回収破壊更にフロンガス類の回収破壊等についても決められた資格がない。エアバッグ類及びフロンガス類回収破壊には所有者がすでに預託されている処理費用の一部が解体事業者者に支払われる仕組みとなっている。解体事業者には「リ自法」などの趣旨に従い安全管理などについて、受講が必要ではないか。



(講習会の趣旨を説明する河村 ELV 機構代表)



(来賓挨拶 小林経済産業省自動車課課長補佐)



(ELV 機構役員)



(受講風景)

なお、当講習会には、事業の運営責任者向けの「自動車リサイクル管理士」と、実務作業対象の「自動車リサイクル実務士」の2種類の資格を作られた。第1回目の講習参加者は過去に地域団体が行われた講習終了証保持者が対象で、管理士の認定講習として行った。実務士講習会については、年明け早々に行う予定としている。ELV 機構が発足から10年を向かえ、兼ねてから業界の位置づけを明確に「自動車リサイクル(解体)士」制度の認定講習会が関東ブロック(8/23)を皮切りに、東北ブロック(9/12)、北海道ブロック(10/4)、中国ブロック(10/17)、沖縄ブロック(11/8)、九州ブロック、(11/29)中部・北陸ブロック、(12/2) 四国ブロック(12/11)、で開催。受講者は555名で、そのうち合格者521名が誕生した。なお、不合格者は34名となった。各講習会場には行政関係者も多数来場。中央省庁や地方局、地方自治体の関係者が延べ141名に上り、関心の高さを見せた。

■自動車リサイクル士制度の概要■

平成 25 年 9 月

一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構

1. 自動車リサイクル士制度について

自動車リサイクルに取り組む解体業者の多くがフロン類回収業者の登録を行い、使用済自動車の解体とフロン類の回収を行っています。こうしたフロン類の確実な回収やエアバック類の適正処理を行うためには、その回収や処理方法などについて専門的な知識が不可欠となることから、一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構（以下「ELV 機構」）では、平成 19 年度から「フロン類、エアバック類の適正処理 全国地域団体講習会」を実施し、解体業者等に対するフロン類の回収やエアバック類の適正処理に係る知識習得の支援を行ってまいりました。

このような取り組みを経て、自動車リサイクルにおける適正処理を促進するためには、フロン類回収業者、解体業者に留まらず、リサイクルに係わる関係業者が連携して取り組むことが必要であるとの考えから、関係機関（一般社団法人日本自動車工業会、公益財団法人自動車リサイクル促進センター、一般社団法人自動車再資源化協力機構）の協力のもと、自動車リサイクルに関わる全ての業界関係者に対象を拡大し、使用済自動車の適正処理を促進し、自動車リサイクル制度の安定的な運用の実現に係る知識の習得を支援し、その知識レベルを認定する「自動車リサイクル士制度」（以下「本制度」）を平成 25 年度に創設いたしました。

2. 自動車リサイクル士とは

使用済自動車の適正処理にあたっては、自動車リサイクル法を正しく理解するとともに、担当する業務内容に応じ、知っておかなければならない専門的知識があります。自動車リサイクル士制度では、業務内容に応じて知識体系を整理しており、全ての業務を管理しリサイクル事業の運営を担う「自動車リサイクル管理士」と実務作業を担う「自動車リサイクル実務士」の2種類に大きく分類しています。さらに「自動車リサイクル実務士」は、実務内容に応じて、上級と初級に分類しています。

★ 自動車リサイクル管理士

自動車リサイクル事業に関する全ての業務を管理し、事業所全体の運営や実務作業の適正管理、作業者の教育を行う運営責任者になります。

自動車リサイクルに関する業務の流れや実務作業の内容はもちろん、自動車リサイクル法とその関連法規の理解、安全衛生、電子マニフェストシステム、マネジメントなどの知識を身に付けている必要があります。

★ 自動車リサイクル実務士

自動車リサイクル事業において使用済自動車の引取りから自動車ガラの引渡しまでの解体業務を行う実務作業員になります。

① 自動車リサイクル実務士（初級）

使用済自動車の引取業務及びフロン類の回収とそれに伴う電子マニフェストシステム操作を担う作業員になります。

② 自動車リサイクル実務士（上級）

自動車リサイクルに関する全ての実務作業や電子マニフェストシステムの操作、入力方法などを理解し、自動車リサイクルの実務作業を適切にマネジメントできるとともに、他の実務作業員を管理指導できる知識を身に付けている必要があります。

自動車リサイクル士の認定は、当機構の代表理事が行い、当機構の開催する認定講習会を受講して修了試験に合格した方に資格認定証を交付します。その資格有効期間は、認定を受けた日より2年間となっており、更新が必要となります。

自動車リサイクル士 Q&A

[平成25年9月 日本ELVリサイクル機構]

Q1. 自動車リサイクル士制度認定講習会は、以前までの地域団体講習会と何が違うのですか？

A1. 自動車リサイクル士制度認定講習会は、**業務内容に応じて知識体系を整理**することで、
以下のように、対象者を拡大して講習内容を充実させました。



Q2. 自動車リサイクル士とは何ですか？

A2. 使用済自動車の適正処理を行うには、自動車リサイクル法を正しく理解するとともに、
担当する業務内容に応じ、知っておかなければならない専門的知識があります。
自動車リサイクル士は、その専門的知識を習得していることをELV機構が認定するものです。
自動車リサイクル士の資格としては、「**自動車リサイクル管理士**」「**自動車リサイクル実務士(上級)**」
「**自動車リサイクル実務士(初級)**」の3種類になります。

種類		得られる知識
自動車リサイクル管理士		■ 自動車リサイクルに関する業務の流れや実務作業の知識 ■ 自動車リサイクル法とその関連法規の知識 ■ 安全衛生、リサイクルシステム、マネジメントなどの知識
自動車リサイクル実務士	上級	■ すべての現場作業の知識 ■ リサイクルシステムの操作、入力方法などの知識 ■ 自動車リサイクルの実務作業を適切にマネジメントできる知識 ■ 他の実務作業者を管理指導できる知識
	初級	■ 引取業務及びフロン類の回収の知識 ■ それに伴うリサイクルシステム操作に関する知識

※ 「自動車リサイクル管理士」は、最上級の資格であるため、
「自動車リサイクル実務士(上級／初級)」の資格を包括しています。

(次ページに続く→)

Q3. 自動車リサイクル士として認定された人には、どんなメリットがありますか？

また、その事業所において、行政機関等から有利な扱いを受けることはありますか？

A3. 自動車リサイクル士として認定されることのメリットとしては、右図のようなことが挙げられます。

自動車リサイクル士は、ELV機構の内部認定であるため、自動車リサイクル士として認定されたことによって、行政機関等から有利な扱いを受けたりすることはありません。

しかし、現在、地域団体講習会の受講修了証を

フロン類回収業者更新の際の知見を有する書類として認めている自治体もあります。

このようなことを踏まえて、今後は認定講習会における行政機関の参加などを通じて、本制度の認知度向上を図り、将来的には、自動車解体業許可審査における「認定講習会」としての地位確立を目指しています。

- ★ 事業者の法令遵守
- ★ 自動車リサイクル法に基づく適正処理の推進
- ★ 新技術動向や制度関連情報の入手

Q4. 自動車リサイクル士の認定を受けないことによって、不利益を被ることはありますか？

A4. 前述のA3にあるとおり、現段階では、不利益を被ることはありません。ただし、「認定講習会」としての地位確立には、多くの皆様にご参加いただくことが必須となります。ぜひご協力ください。

Q5. 以前に地域団体講習会を受講した社員が辞めています、他の社員でも受講できますか？



A5. 今年度(平成25年度)に限り、認定講習会の受講対象を地域団体講習会修了証保持者及び修了証保持者のいる(過去にいた場合も含む)事業所の者としているため、他の社員の受講は可能です。ただし、以前に同事業所の方が地域団体講習会を受講していたことを証明する書面(修了証のコピー)の提出が必要となります。

※ 左図＝平成23年度の地域団体講習会の修了証

来年度以降はどなたでも受講することが可能となりますので、地域団体講習会修了証の有無にかかわらず受講できます。

今年度(平成25年度)

講習 = 1日 で終了

来年度(平成26年度)以降

講習 = 2日 かかる(予定)

Q6. 社員だけでなく社長も受講した方が良いのですか？

A6. 前述のA1にあるとおり、自動車リサイクル士制度認定講習会は、業務内容に応じて知識体系を整理しており、事業所の管理者・経営者に必要となる知識を習得するための講習内容があります。このようなことから、ぜひ受講することをお勧めいたします。

Q7. 今年度(平成25年度)受講するメリットはありますか？

A7. 今年度の講習会は、「自動車リサイクル管理士」のみを認定するためのものですが、これまで行ってきた地域団体講習会の修了者を対象としているため、知識の下地がある方々と判断し、講習時間を短縮しています。

「自動車リサイクル管理士」の講習会は、現在リサイクル技術部会で検討しているところですが、どなたでも受講可能となるため、来年度以降は2日間の講習になる予定です。

このような受講時間の短縮といった点が、今年度受講するメリットです。

Q8. 1社で複数の社員が受講しても良いのですか？

A8. 各会場で定員を設定していますが、定員に達していなければ、1社で複数名の受講を受け付けています。

Q9. 資格の合格基準は何ですか？

A9. 合格基準は、認定講習会の最後にある修了試験で70%の正答率を得ることです。

たとえば、自動車リサイクル管理士の試験問題は、全30問(各講習項目より数問ずつ出題)なので、合格するには21問以上の問題に正解する必要があります。

ELV機構は、発足時の趣旨(目標)であった業界の責任を明確に位置づけすることを掲げていた、いわゆる「自動車リサイクル士制度」の取組みを、25年6月19日に第一回自動車リサイクル士認定講習会を東京都内で開催した。当講習会を皮切りに、全国9ブロックが担当して自動車リサイクル業に従事している会員並び非事業者を対象に認定講習会を開催した。我々自動車解体業者は半世紀に及ぶ間法的規制はなく、古物商の許可で廃棄車両の取扱いを行って来た。平成5年頃から産業廃棄物の取扱いを行う場合「産業廃棄物収集運搬業許可」並び「特別管理廃棄物収集運搬業許可」が必要となり、北海道(北自協)においては多くの組合員が「産業廃棄物収集運搬業許可業」の許可を取得した。

その後、平成17年、「自動車リサイクル法」が施行され、(使用済自動車のみ)を扱う場合には「産業廃棄物収集運搬業許可」は必要でなくなった。なお、使用済自動車以外の産業廃棄物を収集する場合は必要である。また、「特管物(廃バッテリー)」を別途引き取る場合は必要である。北自協の組合員の平成10年頃から順次許可申請90%がすでに「産廃業」を取得していたため自動車リサイクル法の施行時には「みなし許可」で「自リ法」に移行した。

「自リ法」はあくまでも施設(解体など)が法的に定められているが廃車(使用済自動車等)を解体する行為、解体資格は存在しない、いわゆる資格などは定めていない。勿論、各社において、関連事業である「自動車整備工場」には施設並び資格者「(2級自動車整備士が責任者となる)」自動車整備工場と自動車解体業の責任範囲は、整備工場は主に自動車が路上を安全に走行できる整備を担っている。

一方、自動車解体業は、「自リ法」で定められた、【フロンガス類】、【エアバッグ類】の適正回収と破壊が義務付けされている。従事者においては、組織団体等で講習会を開催、講習終了証を発行している。

我々業種は平成19年11月改正まで【本誌100P】平成14年1月11日、自動車中古部品卸売業として新設された。以前は産業分類に業種指定がなく、組合設立時の申請には「鉄くず業」で中央会に申請した。

「自動車リサイクル管理士認定証書」を、認定日を認定有効期限として全国の合格者に発行した。有効期間が2年であることから更新講習を受けなければ無効となる。



※『北自協(道ブロック)はELV機構が取り組む高度化事業』に協力 25.12.3.◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

環境省は、「平成23年度自動車リサイクル連携高度化支援事業」に関する公募を行った。《使用済自動車の循環的な利用の高度化の促進を目的とし、自動車製造業者、自動車解体業者、破砕業者、その他の関連事業者等、複数の自動車リサイクル関連事業者の連携による取組みを支援するため、環境省では、「自動車リサイクル連携高度化等支援事業」を実施した》。自動車リサイクル事業者の幅広い加盟で設立した、日本ELVリサイクル機構(ELV機構)は将来的に使用済自動車として発生するハイブリット車(HV)全国2,869,102台) 25年3月末現在。なお、電気自動車(EVは25,336台) 25年3月末現在。

のビジネス(経済行為)化には精緻な分解作業が求められていることから、HVの解体(分解)・リサイクルに関する技術研修会を全国8ブロックで開催する。関東ブロック皮切りに9、10月にもスタートと。なお、北海道ブロックは、札幌市内アクセスサッポロで開催した。伊丹伊平ELV機構副代表が講師として出席し、「回収高度化事業は3年目となる。資源の乏しいわが国においてはリサイクル業界として社会貢献を視野に貴重な事業化につながる」と挨拶。

引続き、佐藤正良理事長は「これまでの経験を踏まえて積極的に取り組もう」と述べ事業概要などの説明会をまず、事業の取組みとして、北海道ブロックは(札幌管内4支部)が先進的に取り組み順次地方支部に反映させる。ELV機構の【平成25年度回収高度化事業】に協力して、貴金属やレアメタルの回収説明会を金などが含むコンピューター基板を12月中頃までにハイブリッド車(HV)のモーターに使用されているネオジム磁石を来年1月下旬にそれぞれ収集する。使用済自動車(ELV)が不可欠である。ネオジムやレアメタル類は自動車を製造するためにはなくてはならない金属である。

が将来的に使用済自動車として排出増加が見込まれるハイブリッド車(HV)で数年後には数千万台が予想される。なお、再資源化事業には多くの組合員各位が参加しなければ結果はでない。



(ネオジム回収講習会)



(分解したHVのミッション磁石類)



(回収したネオジム磁石類)

従来の自動車解体業は単に廃車を解体有価物(中古部品や輸出部品)などを売るだけ事業形態にでは社会的貢献には寄与しない。

如何に資源化事業に特化するかが問われている。手間を惜しむことでは近代社会から取り残される。

※『北自協は北海道警察本部のひき逃げ事件等の協力』25.12.3.◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

昭和60年代から地元の警察署からひき逃げ事件等に関する捜査依頼を個人で協力していたが、協力範囲に限定されていることから、平成3年に設立した「札幌地区自動車解体処理協同組合(24社)」が社会貢献の一端として「ひき逃げ並び当て逃げ」の際に路地上等に散乱されている破損物の類別鑑定など協力を事務局で受け、所属組合員に一括動向で情報収集に努めている。のちに、平成8年「北海道自動車処理協同組合(105社)」が引き継ぎ全道の警察管内協力を受け組合員に情報提供をファックスで行っている。

情報発信は、所轄警察署からの要望によって組合員全体並び各支部ごとに依頼を受けた関係組合員に行っている。この度の協力依頼は、12月3日午後5時45分ころ、上川郡和寒町(旭川本部管内)において、ひき逃げ事件が発生、現場に加害車両からと見られる左ドアミラーを発見、【部品番号からトヨタIIIe602★0049IIIe6010049製造社、MURAKAMT5483】との捜査協力を受けた。事務局から士別署交通課の手配依頼文を、札幌管内(4支部)と旭川支部(12月5日)に送信した。

早速、旭川支部旭栄解体部品(株)谷口徹社長から事務局に該当部品の問合せがあったとの連絡を受けた。事務局から依頼警察署に直接一報をいれるよう指示した。その結果担当官が修理工場に出向き、発注者に確かめたところ該当車両と判明検挙となった。お手柄は組合からのファックスを確認していたからのことである。協力体制を構築して23年越しの組合貢献が実った。

なお、「北自協」は、北海道警察本部の交通事故並びに災害時における協力体制を構築し社会的貢献に寄与している。参考例は、本誌81P、163P 更に9月1日の全国防災の日には事故車両等からの救出訓練車両等の貸し出しに協力を行っている。この度の功績は本来であれば、所轄の警察署から感謝状を受けることが当然と思われるが組合事業として、組合から26年度の総会時に感謝状を交付することになった。



(ドアーミラー等)は現物ではありません

私として北自協の相談役の任期中は北自協並びにELV機構等の情報活動記事を行って行きたいと思って居ります。自動車リサイクル法の整備以後、使用済自動車等が齎す社会的問題は解決の一端を辿り従来の様な行政等からの依頼がほぼない状況化で、組合活動を行って行くことは厳しいが佐藤正良理事長を軸に再資源化事業に取り組み組合員一同の持続可能経営に一層の貢献を期待する次第です。

本総会終了後に高森理事が率先して「捨てればごみ、生かせば資源」廃車は資源の宝庫である。北自協だから出来る集团的事業。全国同業者の手本の構築を望む。

平成26年度(18期) 通 常 総 会 次 第

と き：平成26年5月23日 13:30～14:30

ところ：札幌センチュリーロイヤルホテル

1. 開 会(司会) 専務理事 佐々木 力

2. 理事長挨拶 佐藤 正良

3. 総会成立報告

4. 議長選出

5. 議 案

第1号議案 平成25年度事業活動報告について

第2号議案 平成25年度貸借対照表並び財産目録

及び収支決算報告

第3号議案 平成26年度事業活動計画(案)

第4号議案 平成26年度収支予算(案)

第5号議案 組合員の除名について

第6号議案 定款改選

第7号議案 その他

6. 役員改選

7. 議長退任

8. 閉会宣言

平成 26 年度理事・監査・顧問・相談役

役員名及び組合員

理 事 長	〔株〕協栄 車輛	代表取締役	佐藤	正良
(放置車両・災害対策担当)				
副理事長	石上 車輛〔株〕	代表取締役	石上	剛
(財務担当)				
専務理事	〔株〕オートパーツ三伸	代表取締役	佐々木	力
(事業統括担当)				
常務理事	〔株〕高橋 商会	代表取締役	高橋	敏
(E L V機構北海道ブロック長)				
常務理事	〔株〕スーパーライン北翔	代表取締役	清水	誓幸
(総務・ホームページ再新担当)				
常任理事	〔株〕会田 車輛	代表取締役	會田	隆
(研修・講習・教育担当)				
常任理事	〔株〕青木 商会	取締役専務	高森	翼
常任理事	旭栄解体部品〔株〕	代表取締役	谷口	徹
常任理事	〔有〕中川車輛商会	代表取締役	中川	浩兵
理 事(札幌東支部長)	〔株〕ライズコーポレーション	専務取締役	山口	一幸
理 事(札幌西支部長)	欠員のため執行部理事が代行する			
理 事(空知支部長)	〔有〕北海パーツ		藤田	真一
理 事(室蘭支部長)	〔有〕駒里サルベージ	代表取締役	角田	寛
理 事(旭川支部長)	〔有〕菅野 商事	代表取締役	菅野	勉
理 事(函館支部長)	〔株〕タイヨー自動車	代表取締役	水口	太
理 事(釧路支部長)	釧路オートリサイクル〔株〕		佐々木	雅弥
理 事(帯広支部長)	〔株〕金太郎部品	代表取締役	北島	清美
理 事(北見支部長)	〔有〕北光 興産	取締役専務	幸田	栄治
会計監査	〔有〕近藤 車輛	代表取締役	近藤	高志
会計監査	〔株〕富士 商会	取締役部長	工藤	功
顧 問	〔株〕札幌パーツ	取締役会長	工藤	洋行
相 談 役	〔株〕南 商会	取締役会長	南	可昭
相 談 役	伊丹 車輛〔株〕	取締役会長	伊丹	伊平
事務担当			馬淵	百理恵

北自協組合員並び賛助会員 (平成26年5月末)

札幌東支部 12 社

(有) オートワタナベ商会
(株) 協栄車輛
共栄車輛商会
(有) 佐々木商会
(株) 高橋溶接工業所
(有) 丸一田中商会
(株) 南 商会
森下自動車 (株)
メンテナンスモーター (有)
(株) 青木商会
(株) ライズコーポレーション
(有) 佐藤自動車商会

札幌西支部 16 社

(有) 近藤車輛
(株) 札幌パーツ
(有) 佐藤車輛
セイセイ産業 (有)
(有) そでむらレッカー
(株) 鶴岡車輛
(株) 富士商会

(株) ライラック車輛
(有) ワールドオートパーツ
(有) 余市パーツ
澤井解体
(有) アイワ車輛
(株) ティー・エムカンパニー
(株) マテック
(株) 鈴木商会

空知支部 11 社

(株) 井上車輛
(有) 遠度中古車輛部品
(株) オートパーツ三伸
(有) 中川車輛商会
中島自動車販売 (株)
(有) 北海パーツ
(有) 産興商事
(有) シミズコーポレーション
(有) プロス
(株) スーパーライン北翔
(有) オートパーツインターナショナル

室蘭支部 14 社

(有) 会田車輛
石上車輛 (株)
丸利伊丹車輛 (株)
(株) ケーエー車輛
(有) 駒里サルベージ
(株) ウイング
(合) 山本商会
北光自動車工業 (株)
(有) 樽前商会
(有) チバ
(有) ミヤタ産業
(株) 津山金属
大東開発 (株) ビークル
岡谷エコ・アソート (株)

旭川支部 14 社

(有) アイエイシー商事
(有) オートショップ・トシ
(有) オートパーツ長谷山
(有) 幸正菅野商会
(有) 菅野商事
(株) 辻商会
旭川トヨペット商事 (株)
中野商会
(有) 永山商事
西岡自動車商会
(有) まるふく八田商会
(株) 金田商店
旭栄解体部品 (株)
(有) 中古部品センター

函館支部 6 社

(株) アシストフクダ
(有) カーリサイクルシステム

(株) タイヨー自動車
(有) 二協自動車商会
(株) 北日本山勝
(株) クロダリサイクル

釧路支部 4 社

(株) 高橋商会
山森商店
(有) 北原商会
釧路オートリサイクル (株)

帯広支部 6 社

(有) 尾畑商会
(株) 金太郎部品
(株) 日興商会
(有) ランドマークスリース!
(有) オカダオートパーツ
(有) タナベ

北見支部 8 社

(有) 石川車輛商会
(株) 北見車輛部品センター
道東車輛解体
(株) 日北自動車
(有) 北光興産
(株) 北光車輛解体
(株) クリーンエコティック
(株) ポールド

賛助会員 14

(株) 丸恵原田商会
豊通リサイクル (株)
(株) 宮田自動車商会
日産部品北海道販売 (株)
(株) ケイアイ
(株) サンシン旭川スクラップセンター
(株) 有田商店
(有) 中西自動車商会
(有) 日電鋼業
トヨタL&F札幌 (株)
(株) 三光産業
(株) ネクストリサイクル
(株) 美星
(株) 大沼

組 合 員 90 社
賛助会員 14 社
合 計 104 社

北海道自動車処理協同組合(佐藤正良理事長)は5月23日、札幌市市内のホテルにおいて「平成18年度通常総会(平成26年度)」を開催した。12時から別室で理事会を開催、今年度は役員改選ではない年であるが、上部団体(日本ELVリサイクル機構)の役員改選に合わせ一年遡って現理事並び監事等が全員留任した。

なお、ELV機構北海道ブロック長に高橋敏常務理事から石上剛副理事長がブロック長に就任した。本総会では平成25年度事業報告並び平成26年度事業計画(案)及び収支予算(案)が審議され、満場一致で可決承認された。

佐藤正良理事長は総会開催にあたり、自動車リサイクル業界を取り巻く環境は依然として厳しさを増しており、相次ぐ時代変化に揺れ動いて居ります。少子高齢化や若者の車離れや、など厳しい状況が山積みして居ります。

我々業界は自動車リサイクル法を遵守し、適正な自動車解体処理を通じ、各種資源の再循環に努めているところではありますが、原資となる使用済み車、中古車輸出の増加や、オークションへの流出などにより、使用済自動車等の仕入れ競争が激化して居ります。なお、入庫減を補うために基調講演の講師を務める、高森理事の講演を参考に健全な事業活動を期待する。と挨拶した。



(総会の挨拶を行う佐藤正良理事長)

総会の議長を藤田空知支部長が選出され第一号議案から第八号議案まで満場一致で可決承認された。補足議案として日本ELV機構からの年会費の2千円上乗せを理事会で事前に審議された際、本部の収支明細が不透明との意見が出たが石上ブロック長に一任会費値上げを了承した。

また、北自協が2年間、高度化事業に取り組んで参りました。更なる「精緻な解体視察研修会」を7月4日、青森県むつ市南赤川町(有)むつパーツを企画して居りますので多くの組合員の参加をお願い致します。

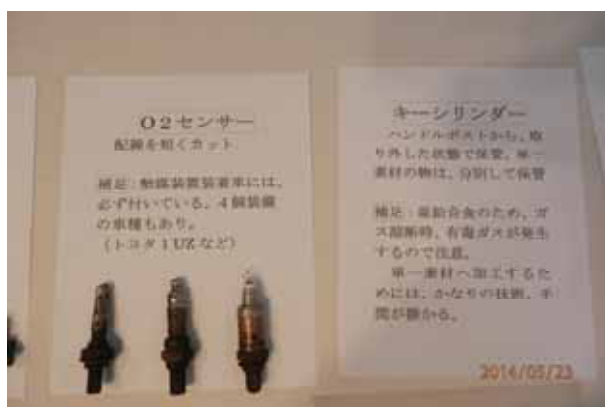
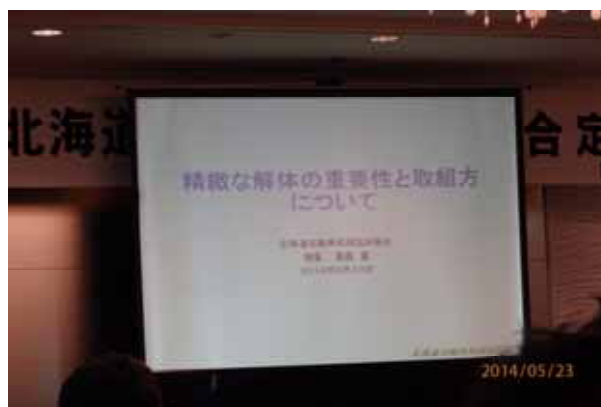
当日は、東日本自動車解体処理協同組合、坪理事長の講義と東日本(協)青年団との意見交換会、また、精緻な解体現場の見学(取外し商品・作業工程、その他)を見学 18:00 から懇親会を行う。



(総会会場)

※ 基調講演、精緻な解体の重要性と取組みについて

パワーポイントを用いて、「捨てればごみ・生かせば資源」合言葉、会場入口には現物を展示。



北海道自動車処理協同組合 懇親会式次第

1. 開 会

2. 理事長挨拶 佐藤 正良

3. ご来賓挨拶 経済産業省製造局 自動車課 自動車リサイクル室長 小野 正 様
北海道環境生活部環境局 環境局長 築地原 康志 様
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 札幌支部長 杉本 互 様
一般社団法人 日本ELVリサイクル機構 代表理事 河村 二四夫 様

4. ご来賓紹介

5. 感謝状贈呈

6. 祝 杯 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会 北海道支部長 駒谷 嘉一 様

7. 乾 杯 株式会社 エス・エス・ジー 名誉会長 工藤 洋行 様

8. 閉 会

日 時 : 平成26年5月23日(金曜日) 18:00～

場 所 : 札幌センチュリーロイヤルホテル(20階 ノーブルの間)

北海道自動車処理協同組合

北海道自動車処理協同組合

懇親会ご来賓名簿

経済産業省製造産業局 自動車課 自動車リサイクル室	室 長	小野 正 様
北海道経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課	課 長 課長補佐 係 長	伊藤 譲 様 工藤 路子 様 佐々木 悠太 様
北海道環境生活部環境局	環境局長 主 幹	築地原 康志 様 和田 博夫 様
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 札幌支部	支部長	杉本 互 様
一般社団法人 札幌地方自動車整備振興会	会 長	柿本 純 様
一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会 北海道支部	支部長	駒谷 嘉一 様
札幌地方中古自動車販売事業協同組合	代表理事	間谷 功三 様
一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構	代表理事	河村 二四夫 様
株式会社 エス・エス・ジー	名誉会長	工藤 洋行 様
北海道二輪車商業協同組合	理事長	大村 直幸 様
北海道中小企業団体中央会 連携支援部	主 幹	坂本 賢一 様
財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団 北海道支局	支局長 課長補佐	武田 章 様 藤林 一弥 様
株式会社 陸運情報社	記 者	須川 太一 様

賛助会員

トヨタL&F札幌 株式会社 営業企画部	部 長	森 隆雄 様
豊通リサイクル 株式会社 北海道出張所	所 長	小島 勲 様
豊通リサイクル 株式会社 北海道出張所	営 業	小林 幹尚 様
株式会社 宮田自動車商会	執行役員	下田 明彦 様
株式会社 ケイアイ	課 長	石塚 敏昭 様
株式会社 三光産業 廃タイヤ事業部	部 長	中村 忠久 様
株式会社 美星	取締役専務	渡辺 武彦 様
株式会社 美星	営 業	藤原 裕生 様

この度の当組合総会にあたり、ご多忙の折り、小野正経済産業省製造局自動車課自動車リサイクル室長が懇親会の開催前に、北自協、佐藤正良理事長、石上剛副理事長、南可昭相談役並びに河村二四夫代表理事、伊丹伊平副代表理事を交え北海道における組合活動等について意見交換の場を開いて頂いた。

小野正室長から今後の自動車業界の状況等と我々業界の統一した組織体制が必要であることを助言して頂いた。我々の業界団体は大きく中古部品販売団体と組合組織の集合団体いわゆるE L V機構に分かれているが、自動車産業界において取組む社会的貢献は同様ではないか。窓口を一本化し、関係省庁並びに自動車団体との調和を構築することが必要と思う。との意見を頂いた。小野正室長は一昨年の総会に出席を頂き二度目の来札である。

我々業界の前途を大変心配して頂いていることに感謝を申し上げる次第です。



(懇親会会場)



(佐藤正良理事長挨拶)



(小野 正室長挨拶)



(築地原 康志局長挨拶)



(杉本 互支部長挨拶)



(河村 二四夫代表理事挨拶)

ひき逃げの捜査協力(本誌499ページ)



(感謝状贈呈)

永年勤続に寄与し、退職のねぎらいのお礼



(感謝状贈呈)



(祝杯駒谷 嘉一支部長)



(懇親会会場)



(懇親会会場)



(乾杯工藤 洋行名誉会長)

なお、ご来賓の方々から、北自協の懇親会に幾度か出席しているが佐藤正良理事長の挨拶で組合事業活動に関する紹介を聞き、組合員一環となって事業を行っていることに敬意を申して居りました。

北自協発足時から懇親会等には、経済産業省自動車課の幹部の方々を始め多くの自動車関係団体の出席を頂き北自協が如何に認知されているかが伺われる。

平成 26 年度 定期社員総会
— 資料集 —

日時 平成 26 年 6 月 12 日 (木)
場所 田中田村町ビル 8 階 8E 会議室



一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構

英文名 JAPAN ELV RECYCLER'S ASSOCIATION

略称 J A E R A

日本ELVリサイクル機構(河村二四夫代表理事)は12日、東京都内の田中田村町ビルにおいて、「2014年度(平成26年)定期社員総会を開催した。冒頭の挨拶で河村代表は就任2年を経過26年度は組織改革と一部人事の交代に取り組みELV機構としての社会的貢献を目指すために運営資金の確保を踏まえ、月会費を2千円の値上げを求めた。一部の支部から値上げに反対の意見が出されたが全国組織の必要性に鑑み賛成多数の意見で下期(10月)から値上げのことで了承された。平成12年、日本ELVリサイクル協議会(512Pの意見書を添付)の発足時には千数社が参加していたが現在は、700社を下回り会員664社・賛助会員28社で組織活動に取り組んでいる。自再協における解体業として自動車リサイクルシステムに登録している事業所数は5,650事業所(2014年3月末時点)である。なお、専業者は2,000ほどではないかと聞く。会費の値上げは必要不可欠の問題であると思うが2,000円値上げにより一部の会費を地方ブロック等の活動の活性化に充当し、地域活動の充実を図りたい。

全国組織としては、総体的に運営資金は足れない。設立時点で参加した組織団体等に更なる会員増強の活動が必要ではないかと思う。第9期事業報告概要では「自動車リサイクル士制度の創設」の目的を実施ELV機構としての位置づけを明確に進め、将来的に各事業所がリサイクル士の認定が義務付けされる様に関係省庁並びに関係行政等に認めて貰う様働き掛けることが当面の課題ではないか。このことにより、ELV機構の存在感が入会の足がかりに寄与する。



(定期社員総会における河村二四夫代表理事の冒頭の挨拶)



(総会会場)



(担当理事の概要説明)



(担当理事の概要説明)

「リ自法」が施行されてから、10年が経過、ELV機構は業界団体の代表と位置づけられつつある。そのため、関係省庁、自動車関連団体からも今後の活動について、これまで以上に注目や期待に応えるべく様々な活動を展開しなければならない。今年度は、更なる事業活動に取り組み自動車産業界の一角を担うために会費の見直しについて会員各位の賛同をお願い刷る次第です。運営資金(会費)については、発足時は500円でスタートした。全国組織としては当初から活動資金に限界が見えた。

月間3,000円、まで値上げをしたが、固定費(人件費などで95%)が消費される。会議費・旅費交通費を含むと約500万円の赤字決算となる。協議会の発足時の意見書(平成12年度作成)を見ると会員は500社ほど減少している。現在は700社ほど会員増強が急務である。

平成12年3月

意見書

日本E・Vリサイクル推進協議会

会長 酒井 清行

私ども「日本E・Vリサイクル推進協議会」は、全国の自動車解体業者の地域団体よりなる組織で、会員数1千1百余社により本年6月に設立されました。北海道から沖縄まで、全国のおおよその地域を網羅しており、未加入地域においても加入のための準備を進めている組織が複数あるという現況です。

今回の意見陳述に当たっては、参加団体すべてに調査票を送り多数の回答を得ました。その回答の中から主だった意見を抽出し、要約して意見を述べさせていただくとともに、その調査票の写しを添付して現場の生の声をお聞きいただきたいと思います。

使用済み自動車処理の現状と問題点

使用済み自動車のリサイクルは、昭和初期から事業として起こり、以来70年あまりの間、主に零細規模の解体業者によって行われてきました。85年のプラザ合意あたりまでの自動車解体業は、素材価格の安定に支えられ、比較的順調な推移をたどっています。しかし、それ以降の為替相場は、国際商品である素材価格を暴落させ、自動車解体業の再生資源回収業という側面を崩壊させるに至ったのは、ご高承のとおりです。

資源回収という収益部門を失った自動車解体業は、もう一方の収益の柱である中古部品販売に力を入れ、現在まで乗り切ってきました。しかし、近年のシュレッダーダスト問題は、その努力をも消してしまうほどの重圧となって、自動車解体業者を襲っております。

（発生の減少と過当競争）

また、バブル崩壊以後の新車販売の低迷によって、使用済み自動車の発生が激減しているため、解体事業者間の過当競争を招いており、その過当競争は、同じように経営が苦しくなったシュレッダー業者や、リストラ対策に悩む大手企業の採算度外視の参入によって加速されて、適正処理費用の徴収を困難にしています。

（制度）

廃棄物処理法による規制は、一面で不法投棄、不適正処理に歯止めをかけたと言えますが、自動車という商品の特性をカバーしきれておらず、不法投棄の防止や適正処理の促進には必ずしも有効に機能しているとは言えません。

まず、廃棄物処理法上の許可基準は、非常に地域性が強く、全国どこでも、ほぼ同じような処理が行われている使用済み自動車リサイクル業の許可基準としては地域によるバラツキが大き過ぎます。

また、適正処理対象物は定められたものの、適正処理の方法、流通などには配慮がなく、しか

も適正処理がなされているかどうかのチェック機能がありません。この結果、適正処理をしようとする事業者とそうでない事業者の区別がつけにくく、コストをかけない不適正処理業者の競争力を助長する結果になっています。

さらに、平成9年12月に導入されたマニフェストは、自動車という商品が流通の過程で再生資源という商品に転換するという特徴を反映しておらず、そもそもの目的であった不法投棄車両の防止にはまったく役立っていません。のみならず、自動車解体業者の管理費は確実に増え、シュレッダー業者にいたっては何千台分も入ってくるシュレッダー材(使用済み自動車の形をなしていない)のマニフェストに、意味もなく盲判を押しているのが現状です。

また、排出業者によるマニフェストの交付率も全体としては非常に低く、交付率の高い排出業者との取引が多い解体業者にとっては、競争力が削がれる原因となっています。

(流通経路)

使用済み自動車は、一般に新車及び中古車の販売とかかわりを持って発生するため、新・中古販売店や整備事業者を経由して流通するものが大部分です。

私どものこれまでの聞き取り調査やアンケート調査によると、最終ユーザーの環境意識は非常に高く、処理費用の負担についても理解があるという結果が出ております。それにもかかわらず、適正処理費用の授受が円滑に行われないのは、使用済み自動車の適正処理とは違う次元の販売競争に巻き込まれてしまうためではないかと考えられます。

自動車の流通過程では、新車から中古車を経て、使用済み自動車となるに従い、当たり前ではありますが台当たりの負荷価値が小さくなります。従って、流通の後工程になるほど事業規模は小さく、発言力も弱くなるのは自明の理で、そのことも費用が円滑に流れない大きな原因となっています。

(処理工程)

素材価格が充分に高く、捨てるものがない、あるいはあっても捨て場所に困らない時代のリサイクルは、シュレッダーマシンのような高効率の装置が機能を発揮できましたが、見方を変えれば高効率のごみ生産装置とも言えるわけで、処分場設置の困難な時代には再検討が必要です。

また、解体業者の処理工程も千差万別で、何をどう処理すべきかの標準作業が示されていません。

従来、販売可能なものだけを分別する、という作業に慣れてきた解体業界では、店によって売れるものが違い、処理工程も異なるということは当たり前のことでした。それは一方で多様な流通経路を構築しリサイクルを促進し、他方で標準化を難しくして企業の大規模化を妨げてきたのですが、結果的に適正処理のためにはどのような手順が必要で、平均的なコストはこうなるという目安が作れないでいます。

標準化できない複雑さが、外から見たときの解体業界をいっそうわかりにくくしていることは否めません。

今後のあり方と講ずるべき施策

使用済み自動車の処理が、これまでの価値観の中に収まらなくなったのは歴史的な転換点であり、後戻りは期待できません。従って、従来の常識を超えた視点を持ってシステムの構築を進める必要があります。

（認定制度）

現在の状態は、廃棄物処理法上の許可があるか無いかという点だけが一人歩きして、必ずしも適正処理に効果があるとは言えない状態です。さらに、廃棄物処理法の許可は使用済み自動車を想定しておらず、さまざまな面で解体事業者に無駄なコストを強いています。

使用済み自動車の、適正処理のあり方に沿った新しい基準で、解体業者の認定を行うべきです。それには、あるべき適正処理を標準化する必要があると思います。

また、必ずしも大規模施設だけがこれからの社会ニーズに応えられるわけではないので、個人企業でも対応可能な施設要件を設ける必要があります。

さらには、適正処理を確認できるような仕組みがないと底抜けになってしまいます。そして違法な行為にはペナルティを設けるべきでしょう。

このような認定、あるいは適正処理の確認等、使用済み自動車にかかわる行政窓口は一本化し、抹消登録以降の自動車の流通を把握すべきだと思います。

（流通・費用）

使用済み自動車の判定は販売業者の役割になりますが、販売競争とのリンクを避けるため適正処理コストについては、ユーザーが登録のたびに金融機関等の第三者機関に預けることにしてはどうかと思います。最終ユーザーのみに負担を強いるのは不公平です。

適正なる適正処理コストは、例えば自動車リサイクル促進センターなどの中立的な機関が、標準的な適正処理作業について検証してはいかがでしょうか。

また、誰が費用を負担すべきかを明確にしなければなりません。製造者責任とユーザー責任をあわせた受益者負担が妥当のように思われます。

従来行われてきたシュレッダーマシンによる処理を見直し、自動車解体業者による徹底的な分別と、素材メーカーの協力を得た再利用インフラを構築する。さらに、高炉、電炉への廃車ガラ直接投入を含めた再利用方法を研究するべきです。

（技術・設備、工具開発）

使用済み自動車の処理は、市場規模が小さいため専用の設備、工具が研究されていません。自動車メーカーは、生産技術を通じてその面での豊富なノウハウを蓄積しており、メーカー責任の一端としてリサイクル向けの技術研究をし、その成果を公表すべきです。

また、行政面でも積極的に環境投資への支援策を打ち出すことが望ましく、制度同士の干渉をなくすことも支援策になることを認識して欲しいと思います。（例：調整区域内の作業場は屋根が架けられない）

(インフラ)

適正処理を達成するために焦眉の急となっている点は、シュレッダーダストの処分問題であり官民挙げて取り組むべきではないかと考えます。具体的には、埋め立て処分に頼れないこれからは、一般廃棄物との混焼による処理を含め、環境に負荷を与えずに燃やし、熱エネルギーの回収を行うなどの方法を開発する必要があります。

また、3R時代を迎えてさまざまな製品がリサイクルされることから、総合的なリサイクル専門の工業団地を分譲し、あるいは賃貸し、異業種間の交流を含めた相乗効果の期待できるような施設を提供していただきたい。

さらに、リサイクルに関する教育を自動車教習所で行うなど、適正処理についてのPRを社会人になる前の段階で行っていただきたい。

以上、意は尽くせませんがアンケートに基づいた意見を述べさせていただきました。

日本ELVリサイクル推進協議会 参 加 団 体

平成12年10月18日現在

【北海道ブロック】……………1団体 120社

北海道自動車処理協同組合
札幌市豊平区有明340-5

南 可昭 理事長 120社
011-882-1770 011-884-3804(FAX)

【東北ブロック】……………2団体 103社

宮城県中古自動車解体再生部品卸協同組合
仙台市宮城野区岩切3-2-24
福島県自動車解体協議会
郡山市田村町金屋字マセロ48

土井 正孝 理事長 36社
022-255-6564 022-255-7101(FAX)
白川 広 会長 67社
0249-44-1280 0249-44-2742(FAX)

【関東甲信越ブロック】……………11団体 497社

東京江戸川自動車解体商興会
江戸川区南葛1-22-2
東京中古自動車部品協同組合
墨田区立川1-12-4
西東京自動車リサイクル協会
世田谷区喜多見2-3-1
神奈川県自動車処理協会
横浜市金沢区福寿2-16-1
埼玉自動車解体事業協同組合
越谷市増森1-1
埼玉自動車解体部品協同組合
草加市吉町3-2-43
千葉県自動車解体業協同組合
千葉市花見川区大田町1424
茨城県自動車リサイクル協同組合
ひたちなか市足崎1302-7
山梨県カーリサイクル協同組合
中巨摩郡白根町有野3051-2
静岡県自動車解体業協同組合
沼津市岡宮736
新潟廃車処理協同組合
西蒲原郡港町下和麻3739-1

羽鳥 貞雄 会長 90社
03-3678-2538 03-3670-9437(FAX)
太田 欽也 理事長 53社
03-3670-6889 03-3670-5709(FAX)
鈴木 政男 会長 19社
03-3417-2869 03-3417-2870(FAX)
藤井 信之 会長 109社
045-783-5622 045-783-5612(FAX)
榎本 拓 理事長 13社
0489-63-0503 0489-66-8753(FAX)
横尾 寛 理事長 29社
0489-24-5648 0489-24-5647(FAX)
中島 吉一 理事長 25社
043-259-6418 043-259-3931(FAX)
川又 正行 理事長 17社
029-285-3298 029-285-3946(FAX)
河西 三郎 理事長 17社
0552-85-1486 0552-85-1569(FAX)
矢田 充 理事長 51社
0559-21-9678 0559-24-2668(FAX)
金田 義弘 理事長 74社
0256-73-3822 0256-73-3822(FAX)

【中部北陸ブロック】……………4団体 83社

富山県自動車解体部品組合

森 勇 組合長 19社

射水郡大町新開 260-6
 石川県中古自動車部品協同組合
 金沢市 7-71
 豊田メタル協会のメンバー
 豊田市中区 65-1
 東三河自動車解体協同組合
 豊橋市御田 1 新替 10

0766-52-1795 0766-52-2110(FAX)
 高谷 正弘 理事長 15社
 076-268-4833 076-268-4938(FAX)
 加藤 泰成 会長 39社
 0565-53-2681 0565-53-2683(FAX)
 矢野 勝 理事長 10社
 0532-55-7205 0532-55-2575(FAX)

【近畿ブロック】……………7団体 109社

大阪自動車解体連盟
 大阪府住之江区御崎 6-2-4
 和歌山県自動車リサイクル事業協同組合
 和歌山市和左 112
 滋賀県自動車解体協同組合
 甲賀郡水口町城之内 3
 兵庫県自動車リサイクル処理工業会
 三木市 2265
 兵庫県中古自動車部品協同組合
 神戸市東灘区魚崎浜 27-28
 播磨自動車解体組合
 姫路氏大津区勘兵衛 4-33-1
 奈良県廃自動車リサイクル推進事業グループ
 御所市大字 226

金田 太郎 会長 33社
 06-6681-3595 06-6681-6715(FAX)
 草山 和一 理事長 9社
 0734-77-3503 0734-77-3503(FAX)
 森口 栄蔵 理事長 22社
 0748-62-2420 0748-62-2420(FAX)
 多田 幸四郎 会長 17社
 0794-83-0162 0794-89-2019(FAX)
 山下 賢二 理事 7社
 078-431-0850
 新井 栄 理事長 15社
 0792-39-6786 0792-39-6787(FAX)
 井戸本 忠茂 理事 6社
 10745-63-1611 0745-63-1614(FAX)

【中国四国ブロック】……………4団体 74社

岡山県自動車リサイクル協同組合
 岡山市東区 3-6
 香川県自動車リサイクル協同組合
 丸亀市高瀬町西分甲 578-11
 愛媛県自動車部品リサイクル協同組合
 伊予郡松前町徳丸 233-4
 高知県自動車リサイクル協同組合
 高知市南の丸 1

佐々木 一行 理事長 29社
 086-279-5939 086-279-8593(FAX)
 篠原 伸一 代表 17社
 0877-22-5495 0877-24-4595(FAX)
 八束 正 理事長 16社
 0899-85-0111 0899-60-3020(FAX)
 戸口 信雄 世話人 12社
 088-832-5181 088-837-0024(FAX)

【九州ブロック】……………8団体 99社

北九州中古自動車部品協同組合
 北九州市八幡西区那永犬丸風野 1811
 シーアール福岡協同組合
 福岡市博多区上牟田 1-26-1

辻 隆雄 理事長 11社
 093-603-8555 093-603-8226(FAX)
 松原 栄一 理事長 17社
 092-411-1198 092-411-1199(FAX)

佐賀自動車解体部品協同組合
 佐賀市西与賀郡高太郎190-1
 大分県自動車中古部品販売協同組合
 大分市新春日町1-3-49
 熊本県自動車解体部品協同組合
 熊本市日吉2-11-40
 熊本県自動車再利用パーツ協同組合
 熊本市近見8-1305-1
 宮崎県自動車リサイクル協同組合
 宮崎市大字赤江81
 鹿児島県自動車部品リサイクル協同組合
 鹿児島市上福元町7316

原口 勝利 理事長 13社
 0952-25-2820 0952-24-4606(FAX)
 安部 清己 理事長 20社
 097-544-8583 097-544-8583(FAX)
 村田 真 理事長 14社
 0965-37-1371 0965-31-3001(FAX)
 村上 則義 理事長 8社
 1096-326-9910 096-326-9880 (FAX)
 松葉 敏郎 理事長 6社
 0985-50-5528 0958-50-5528(FAX)
 伊地知 武志 理事長 10社
 099-263-3771 099-263-3772(FAX)

【沖縄ブロック】……………1 団体 20社
 沖縄県自動車リサイクル協同組合
 中頭郡比谷町砂辺245

宮城 武光 理事長 20社
 098-936-8470 098-936-8470(FAX)

合計 1105社



(懇親会の総司会奥野事務局長)



(懇親会の冒頭挨拶河村代表理事)



(担当新理事各位)



(経産省自動車課、自動車リサイクル、小野正室長)



(財団法人自動車リサイクル促進センター葛西健洋専務)



(自動車再資源化協力機構、加藤忠利代表理事)



(自動車リサイクル促進センター事務局、齊藤局長)



(懇親会風景)

総会終了後、懇親会場に移動して、ご来賓などと和やかな懇親会が開催された。冒頭、河村代表理事よりご出席者に総会の一部を紹介兼ね挨拶がなされた。また、平成26年度の新理事などが紹介され、来賓として、経済産業省製造局自動車課小野正室長より自動車リサイクル状況とELV機構に対する活動等について期待の挨拶を受けた。次に財団法人自動車リサイクル促進センター葛西健洋専務理事よりELV機構が自動車リサイクル士の制度を運用リサイクル法に従い移動報告など順調に推移していることに謝辞を頂いた。更に、自動車再資源化協力機構より加藤忠利代表理事からエアバッグ類の破壊など正確に行っていることに謝辞を受け祝杯の音頭頂いた。また、今期で退陣された前促進センター齊藤局長から退陣の挨拶を頂いた。齊藤様には特に北自協として前身地の日産リサイクル室に在籍中大変お世話になった。

一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構

役員

代 表 理 事	河村 二四夫
副 代 表 理 事	長谷川 利彦
副 代 表 理 事	吉 川 日 男
副 代 表 理 事	酒 井 康 雄
総 務 部 会 長	木 内 雅 之
ブ ロ ッ ク 長 会 議 長	平 地 健
理 事	清 水 信 夫
理 事	宮 本 眞 希
理 事	佐々木 健二
理 事	石 上 剛
理 事	三 枝 透
理 事	金 森 幸 元
理 事	高 野 和 憲
理 事	古 谷 一 夫
理 事	伊地知 志郎
理 事	松 田 和 生
理 事	永 田 則 男
理 事	三 木 康 弘
理 事	栗 原 裕 之
監 事	寺 谷 優
監 事	大 橋 岳 彦

自動車リサイクル研究所

準 備 室 長	伊 丹 伊 平
準備室長補佐	金 澤 寿 幸

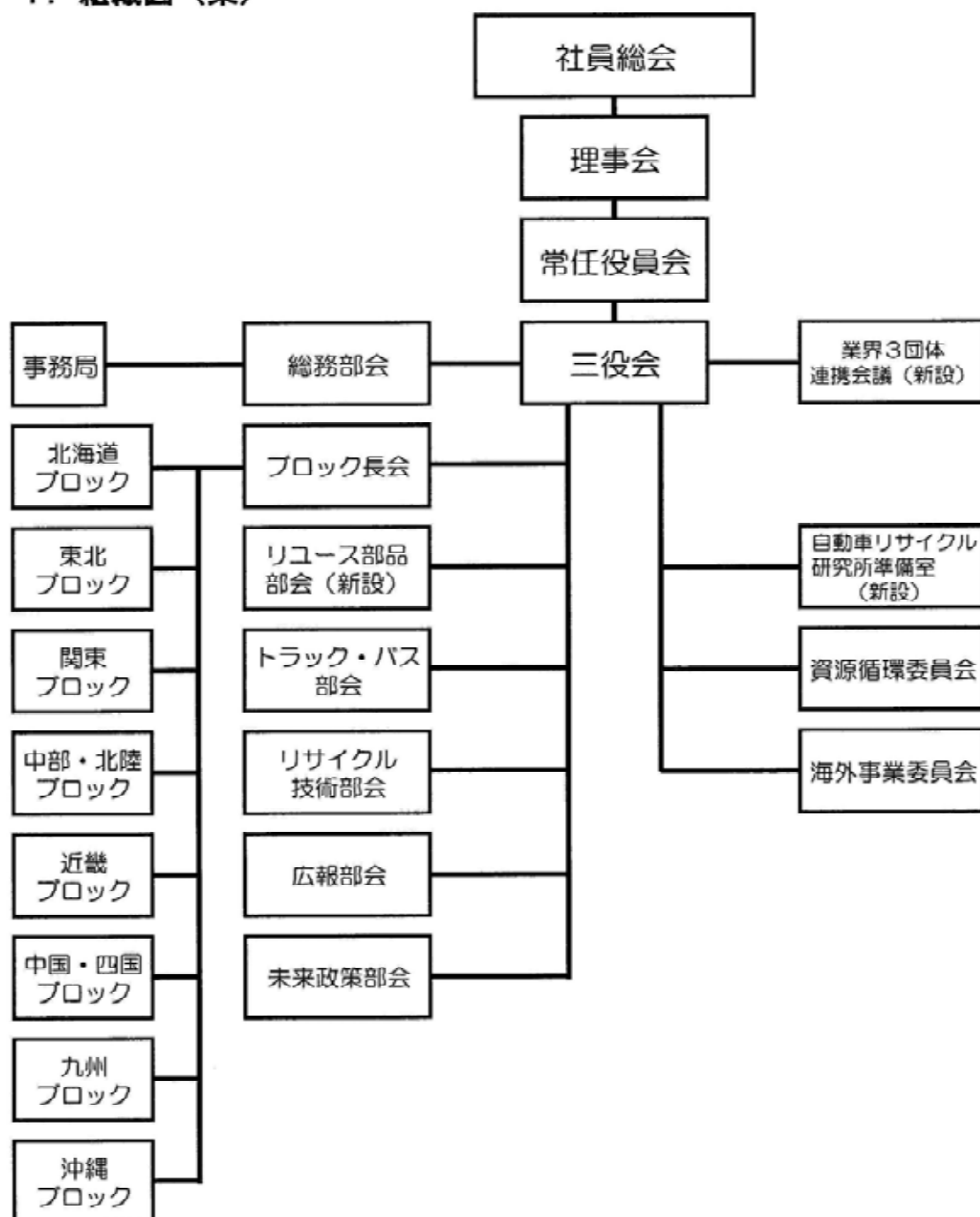
相談役・名誉顧問

相 談 役	栗 山 義 孝
相 談 役	榎 本 擴
名 誉 顧 問	北 口 賢 二
名 誉 顧 問	南 可 昭

(平成 26 年 6 月 12 日現在)

5) 組織・人事

1. 組織図（案）



平成 26 年度 一般社団法人 日本 ELV リサイクル機構 組織図

*『北自協は精緻な解体視察研修旅行を開催する』 26.7.8.

北自協の設立は平成8年、当時は路上放置車両や長期不適保管車両が景観並び環境破壊等の社会的問題となっていた。鉄くず価格の不安定で時には逆有償との話が持ち上がっていた。経済産業省・環境省・国土交通省などが廃自動車の取扱いに関する法律の検討に着手(平成7年)以後10年の年月を得て、平成17年1月、通称(自動車リサイクル法)が施行された。半世紀に及ぶ間法的規制がなく他法令が適用されていた。

他法令とは、古物商の許可書、廃車を引き取る場合金銭を請求する場合には「産業廃棄物処理法」が必要となる。兼ねてから資源の有効活用を事業の一端として取組んでいるが更なる事業拡大を目指している東日本自動車解体処理協同組合の精緻な解体に取組んでいる現地を訪問し、今後の北自協事業として東日本自動車解体処理協同組合との協力体制を模索する。なお、視察先…………「東日本自動車処理協同組合」は(坪千代志氏)が理事長を努める(有)むつパーツである。

【東日本自動車処理協同組合】の概要は、平成10年に東日本地区各県の協同組合団体が集まって東日本自動車解体協議会を立ち上げた。その後、任意団体では活動に限界があることから協議会の有志が呼びかけ、平成14年6月に現在の東日本自動車解体処理協同組合を設立した。登記上の所管地域、北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、長野県、新潟県、山梨県の16都道府県の72社(賛助会員含む)で構成されている。

【当組合の特徴】

自動車解体業の原点である、『捨てればゴミ・分別すれば資源』を旗印に、中古部品販売業並び資源を扱う業者によって設立されている。『来るものは拒まず・去るものは追わず』をスローガンとして業界発展に貢献、全国的に類のない協同組合である。

視察先……………有限会社むつパーツ(代表取締役 坪千代志)青森県むつ市南赤川町10-18

- 1、 日 程……………26年7月8日(火)～9日(水) 一泊二日

- 2、行 程……………集合、8:30函館フェリーターミナル

函館港 9:10発 ⇒フェリー ⇒大間港10:40着

大間港11:00発 ⇒バス ⇒ 有限会社 むつパーツ12:50着 昼食

3、 視察及び勉強会スケジュール

13:00～14:00 坪理事長の講義……会議室にて

14:00～16:00 榎本副理事長の講義……会議室にて(精緻な解体方法)

16:00～17:00 工場見学(取り外し商品・作業工程・その他)

18:00～20:00 坪理事長、榎本副理事長を交えて懇親会

4、行程……………26年7月9日(水)

5:30~6:30着 ホテル移動 ⇒大間港に到着

7:00～8:40着 フェリーにて函館港に到着解散(一部会員は「一部会員は二協自動車・タイヨー自動車を見学」)

11:00 解散



(20社32名が参加、函館フェリーターミナル集合記念写真)



(平成10年度)利尻島における不適正長期保管車両の撤去事業に参加した組合員一行

北自協、集团的事業活動として、北海道環境局環境生活部の協力依頼を受け「平成10年5月10日～18日」の間【離島における資源ごみ再資源化事業】を開始した。以後の県外事業活動である。
 なお、ご協力を頂いた坪社長(東日本自動車解体処理協同組合理事長)に厚く御礼を申し上げます。



(大間ターミナルから見学地)



(途中の食堂で昼食)



(有限会社むつパーツに到着)



(分別された素材等)



(分別された素材等)



(分別された素材等)



(分別された素材等)



(分別された素材等)



(分別された素材等)



(分別された素材等)



(見学会場にて記念撮影)



(講演会場)



見学終了後、むつ市内のホテルで行われた勉強会で、坪社長より「燃料等の高騰並び環境対策の一端」として〔ハイブリット車や電気自動車等の普及が加速することに鑑み〕貴重レアメタル等の回収が必要となる。我々、自動車リサイクル業者は従来の解体作業の方法を改善しなければ自動車産業界から取り残される。



(会食に先駆け佐藤理事長より坪理事長に謝辞の挨拶)



(佐藤正良理事長が祝杯発声で懇親会が開かれた)



(高森理事の司会で和やかな会食が行われた)

なお、全国の協同組合などで組織化された「日本ELVリサイクル機構」に加入し、組合組織並び協議会などの団体数は約36団体、当冊子に記載されていますが、使用済自動車の抱える諸問題等を解決するために、平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」以下、(自動車リサイクル法)が本格的にスタート、大きな社会問題となっていた、環境破壊・汚染などがおおむね解決の一端を辿っている。地方において関係行政等からの放置車両の撤去並びフロンガスの回収破壊事業も法的に解決、組合事業が大きく減少を来している。地域によっては廃業者もあり、組合運営が年々厳しさを増しているのが現状である。

使用済自動車に類似する車両等については、「リ自法」の施行前には邪魔物扱いされていたが、「リ自法」の施行により昨今では引き手市場となっている。特に、オークション市場においても使用済自動車並び類似車などが(リユース部門)を設置、中古販売店や一般ユーザーから集めている。また、大手リサイクル業者においては、台数を確保するために高価に向かっている。資金力の乏しい業者は使用済自動車等の入庫が減少し厳しい状況化に置かれている。少ない使用済自動車を如何に、利益を上げるのかが今後の課題である。

分別作業には、手間と時間が要する。より良く効率的に取り組む方策として互いに知恵を出し合うのが共同事業であると思います。

函館ターミナルに到着後、北自協函館支部会員の2社を見学現地解散となりました。

なお、この資料は私が個人的に作って居ります、小冊子の原紙の一部です。北海道における組織活動を綴り現時点で530ページになりました。



(株式会社タイヨー自動車を見学)



(水口社長の社屋説明)



(エンジン及びミッション類の保管状況)



(新設中の簡易移動ラック)



(カットフレーム及び輸出エンジン類)



(プレスガラ)

有限会社 二協自動車商会見学



(有限会社 二協自動車商会見学)



(ドライブシャフトの保管)



(部品取り車の保管状況)



(分別したメータ類)



(分別しているモーター類)



(マプレー類)

※『第二回北海道ブロック 自動車リサイクル士制度認定講習会』26.9.11.◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

日本ELVリサイクル機構(河村二四夫代表理事)は、北海道地区の自動車解体事業者を対象に「自動車リサイクル士制度認定講習会」を市内「TKPガーデンシティ札幌駅前・カンファレンスルーム5A」で開催した。

道内各地から32人が自動車リサイクル士認定講習会(実務士初級)9月11日、実務上級並びに管理士講習を12日の両日で行われた。同講習会は制度が発足した昨年に続いて2回目。自動車リサイクル実務士初級講習に8人、同上級5人、自動車リサイクル管理士に19人が受講した。

はじめに、石上剛北海道ブロック長から「自動車解体技術は日進月歩進んでおり、自動車リサイクル士として講習の成果を持ち帰り自動車リサイクル事業に貢献して欲しいとの激励の挨拶があった」講師は、経済産業省北海道経済産業局の佐々木悠太リサイクル推進係長をはじめ日本ELV機構の吉川日男副代表理事、石上ブロック長、吉岡篤史インストラクターなどが務めた。受講者は「自リ法」の目的や引き取りから破碎工程の実務、安全・衛生管理、マネジメント業務などを資格別に研さんした。講習後に終了試験を実施し、合格発表は10月3日の予定。昨年はリサイクル管理士講習として実施し、北海道地区は103人が受講し90人が合格した。



(道内からの受講者)



(開催の挨拶を行う石上北海道ブロック長)



(講師を務める道経済産業局の佐々木悠太リサイクル推進係長)

平成25年度に開催された自動車リサイクル管理士664名、実務上級士15名、実務初級4名、平成26年度前期で管理士が131名、上級士33名、初級27名が受講している。なお、平成25年度に受講した者は平成27年度に更新講習を受けなければ資格は取消しとなる。

平素は、自動車解体業界に特段のご配慮ご指導を賜り誠に有難う御座います。半世紀に及ぶ間廃棄車両等について、法的規制がない状況で処理が行われて参りました。自動車は我々の日常生活には無くてはならない乗り物となって居ります。更に、日本経済を支え普及効果はゆうまでもなく、今や、世界をリードする自動車産業国のトップとなって居ります。

その反面、色々な問題点を抱えて居ります。一例を上げると、環境破壊に繋がるフロンガスによるオゾン層破壊が地球温暖化の大きな原因となって居ります。この回収対策においては、平成14年4月1日、(うち、使用済自動車に関して平成17年1月1日以降は「自リ法」に移行する)からフロン回収破壊法が施行され、フロンガスが搭載されている機器等が廃棄処分を行う事前で、回収する義務を関係事業者に法的に義務付けされました。

また、廃自動車に関する保管状況が問われて居ります。ゆえることは、法的規制が明確でなく、廃棄車両を扱う事業者(個人所有者含む)などに対する指導等についても、所有者が有価物であると言い張ると、手のうち用がないのが「自リ法」の施行以前でありました。「ごみか、財産か」産廃ごみ、の扱いをめぐり騒動が至るところで起きて居りました。廃棄車両等に関する問題を解決したのが、いわゆる「自動車リサイクル法」です。施行から10年を経過おおむね順調に推移していると思います。

自動車リサイクル法の安定により、従前から事業を行って参りました業界に大きな問題が発生しました。使用済自動車の流れが大きく変化を来たして居ります。既存事業者の仕入れ先は従来自動車販売店・中古車販売店・修理工場・一般所有者などで有りましたが、昨今はオークション市場などでリユース車として扱われることが恒常化されて居ります。先般、産業構造審議会において、「使用済自動車」の定義が発表されました。いわゆる、一見、自動車としての見なすことが出来ない状況である車輛。だが、一方ではオークション市場に出品する「使用済自動車」等に類似する車輛等についてはあくまでも出品者の意向を尊重するとの文言がなされて居ります。

オークション市場を指摘しているのでは有りませんが年式の古い車輛が齎す環境汚染(排気ガス)などを与える影響はエコ自動車を普及する社会環境に逆行するのではないかと思います。平成21年4月10日から平成22年3月31日までにそれぞれ必要な手続きがなされている新車と廃車が対象となる、補助対象車と補助金制度が閣議決定。条件は、「古い車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入する場合、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入水没車場合に補助金が交付される」システムが構築された。条件の一端に初年度登録から13年に達した古い車を廃車して、一定の環境性能を有する新車を購入する者に対する補助。13年の位置づけ、古い車とした理由が出品者の意向を尊重するとの位置づけにあいまいさを感じます。

自動車リサイクル業界は、今後、益々発展を続けて行く反面、少子高齢化社会など自動車産業界は厳しい環境に晒されるとは事実です。日々淘汰の環境の中で組織活動の必要性を鑑みながら「ELV機構」を軸に地方団体が連携を保つ必要をあると感じます。

今後とも、行政並び自動車関連団体等のご支援ご指導をお願い致します。

以上

追 伸

この度、北自協のホームページをリニューアルすることになり、当小冊を登録したいとの担当者から要請があり、編集を締めることと致します。

我々、リサイクル業界が抱える問題等について個人的意見を述べる。近年の使用済自動車の発生について大きな変動はないようであるが、個々の事業所等について在庫減が聞かれて居ります。

主たる原因の一端がオークション市場における活発的な取り扱いが恒常化されている。半世紀に及ぶ間、廃車の在庫ルートは、発生事業所からの仕入れが一般的であったが、「リ自法」の施行後、にわかにオークション会場がリユース車として扱い従来の取引が大きく変化した。

「リ自法」施行前までは廃車又は類似車両等についてはオークション会場が扱うことはなかった。オークション会場に出品されている車両等にエンジン類などがない車両や一端、修理工場で修理見積を取った結果、修理の価値がないと判断した車両がそのまま出品されていることがある。

オークション会場の主たる事業形態は、出品車を丁寧に査定し販売車として保障しているのが原則ではないかと思っておりますが、リユース車等については「リ自法」による預託金などを購入者に負担させていると聞いて居ります。また、購入者が入札し「リ自法」に基づく資格などのない施設で解体行為を行っているとの話が聞かれる。

政府は年式の古い車両等による環境汚染防止と経済効果を目的に、「廃車補助制度」を平成21年4月～平成22年9月まで実施した。条件は車齢13年を超える車を廃車にすることを条件とした。

オークション会場では年式にはこだわってはいない。今後、益々オークション市場は活発的な取組が予想されることから自動車リサイクル者として検討を行う必要が問われると思う。

E L V機構の運営等について、E L V機構が発足10年を迎えるにあたり、E L V機構の目的の一端として「自動車リサイクル士」制度を開催している。第一回は全国で約680名が受講した。今年度の受講者は減少傾向にあるのではないかと。問題は第一回に受講者は27年度には再受講が必要である。再受講者が少ない場合を予測すると制度の意味合いが大きく問われるのではないかと。

E L V機構としてリサイクル士制度について関係省庁ならび関係機関との協力体制を強化することに働きかけることが求められる。E L V機構の現在の会員数は700社ほどと聞く各社最低一名の資格者が必要であるシステムを構築することにより組織の拡大にも貢献すると思う。

北自協として、E L V(協議会)機構の設立に期待を込めて参加をしてきた責任にから今後の活動お願い致しまして本小冊を閉じます。

鉄スクラップ市況推移

単位:1,000円/M³ 鋼日刊市況通信社

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
昭和25年	4.4	4.6	4.9	4.8	4.8	4.8	5.1	5.2	5.7	7.3	7.6	10.5	5.8
26年	10.5	13.5	16.0	24.8	23.5	23.0	21.0	18.0	17.0	20.5	22.0	19.0	19.1
27年	17.0	18.0	24.0	22.0	21.0	20.0	20.0	20.0	24.0	25.5	24.0	23.0	21.5
28年	22.5	22.5	20.5	18.6	17.5	17.3	16.5	16.5	16.5	16.4	16.3	16.3	18.1
29年	16.7	18.3	18.6	17.9	16.5	14.4	12.1	11.5	11.4	12.4	13.9	14.8	14.9
30年	15.1	18.4	19.4	19.9	19.5	18.6	17.7	18.6	19.8	22.7	24.2	24.3	19.9
31年	24.6	24.7	23.5	23.9	27.0	28.6	30.2	35.1	34.7	35.3	32.2	30.4	29.2
32年	31.5	34.4	34.9	33.2	29.8	28.4	23.1	18.4	21.5	21.2	17.0	14.3	25.6
33年	16.7	17.6	18.5	17.8	16.4	15.2	15.3	16.4	16.7	17.3	17.8	18.4	17.0
34年	19.1	19.4	19.7	20.5	20.3	20.3	20.7	20.7	20.6	20.6	20.5	20.4	20.2
35年	20.3	20.2	19.9	19.4	19.4	19.3	18.9	18.5	18.5	18.5	18.9	18.8	19.2
36年	18.8	19.2	21.7	23.7	22.2	21.0	21.0	21.0	21.5	21.5	20.7	19.2	21.0
37年	18.1	17.3	17.4	16.4	13.1	11.1	12.5	14.9	13.6	12.7	12.6	13.4	14.4
38年	14.8	15.0	14.9	15.4	16.5	17.1	16.6	16.0	15.3	15.8	16.9	17.0	15.9
39年	15.9	16.1	15.2	15.4	15.6	15.9	16.4	17.1	17.4	16.4	16.7	17.3	16.3
40年	17.2	17.4	17.6	17.2	17.5	17.9	17.2	16.5	17.0	16.3	15.7	15.8	16.9
41年	15.7	15.9	16.6	16.6	16.8	16.4	16.4	16.8	17.4	16.9	16.9	17.3	16.6
42年	17.7	19.1	18.9	19.2	18.7	17.8	17.7	18.0	17.3	15.9	15.6	15.5	17.6
43年	15.4	15.4	15.5	14.3	13.0	13.5	14.3	14.2	14.4	14.8	14.9	14.4	14.5
44年	14.1	14.2	14.9	15.4	16.6	17.8	17.9	17.6	18.3	19.2	19.3	19.2	17.0
45年	19.8	24.1	24.5	23.6	21.5	19.0	18.1	19.4	19.5	17.7	15.5	15.4	19.8
46年	16.0	14.1	13.5	12.5	13.3	12.6	11.9	12.0	9.3	8.7	8.8	10.0	11.9
47年	11.7	12.0	11.7	11.5	11.9	11.7	11.8	12.3	13.8	13.5	14.0	16.5	12.7
48年	16.6	19.0	16.7	18.3	20.3	20.2	24.5	25.5	27.4	33.3	30.5	20.5	22.7
49年	30.8	34.7	39.4	38.8	44.6	42.3	37.8	43.4	45.8	33.3	32.7	33.5	38.1
50年	23.4	27.7	29.0	29.0	27.6	24.0	20.5	23.4	20.4	17.7	15.6	19.6	23.2
51年	20.8	25.2	28.5	26.1	25.8	24.8	26.0	28.2	26.1	24.0	24.4	22.5	25.2
52年	22.6	23.9	22.6	20.3	20.5	20.1	19.1	18.6	19.1	18.5	16.3	16.9	19.9
53年	19.0	23.1	24.2	23.1	23.0	24.2	23.4	22.0	21.7	23.1	22.9	24.6	22.9
54年	26.1	26.2	26.5	26.1	25.3	25.0	26.3	26.2	26.6	27.9	31.6	33.0	27.2
55年	34.7	37.7	36.7	32.5	30.1	28.6	29.5	29.3	30.3	27.3	25.5	28.0	30.9
56年	25.6	23.4	24.1	24.7	23.9	23.8	23.3	22.7	22.7	22.5	22.7	22.2	23.5
57年	21.5	23.4	24.9	24.6	23.7	22.8	21.9	22.7	22.7	22.6	23.3	22.6	23.1
58年	22.5	22.7	23.6	23.4	23.2	23.1	23.2	22.9	23.6	24.3	23.4	23.9	23.3
59年	24.8	26.9	27.0	25.4	23.7	23.3	24.0	24.6	25.9	25.3	25.0	25.9	25.2
60年	26.9	28.0	26.5	25.0	25.2	24.9	24.2	23.8	23.1	23.0	22.7	20.7	24.5
61年	19.2	18.9	18.5	15.9	13.4	13.6	13.6	13.4	13.2	13.1	12.8	12.8	14.9
62年	12.9	13.3	14.0	13.8	13.0	12.7	12.3	13.8	15.5	18.9	21.2	17.4	14.9
63年	15.6	14.8	16.1	14.0	12.8	13.7	14.7	14.2	15.0	16.5	15.0	14.6	14.8
平成元年	15.7	16.8	15.6	18.0	18.2	18.9	18.3	17.6	19.1	18.9	18.8	20.4	18.0
2年	20.3	19.8	20.4	21.3	20.0	18.9	17.6	17.4	18.9	18.2	16.9	17.1	18.9
3年	17.5	17.9	18.4	18.5	18.5	17.4	16.1	15.0	13.8	12.4	10.9	10.3	15.6
4年	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	9.9	9.6	9.6	9.9	10.3	10.6	12.2	10.3
5年	14.0	13.9	11.9	11.2	12.7	14.5	14.2	14.5	12.9	12.7	12.7	13.7	13.2
6年	13.6	13.0	12.5	12.1	11.7	11.6	11.7	12.1	13.5	14.5	14.4	14.3	12.9
7年	14.4	15.2	15.1	13.7	12.4	11.5	11.1	10.7	10.8	11.0	11.1	11.6	12.4
8年	13.3	12.8	11.9	11.4	11.2	11.3	11.2	10.9	10.6	10.7	11.0	12.2	11.5
9年	12.2	13.1	13.9	13.6	13.9	14.2	14.4	14.9	14.5	13.9	13.7	13.7	13.8
10年	13.5	11.9	10.5	9.8	9.9	10.2	10.4	10.3	9.6	8.7	7.8	7.1	10.0
11年	7.0	6.4	6.2	5.9	6.4	7.2	8.2	9.4	8.0	7.4	8.1	8.7	7.4
12年	8.8	8.1	8.8	9.1	9.0	8.3	8.1	8.3	8.0	8.2	8.0	8.1	8.4
13年	7.5	7.0	6.7	6.2	5.9	5.7	5.8	6.0	6.0	6.4	7.2	7.4	6.5
14年	7.7	8.6	9.2	9.3	9.7	10.2	10.4	10.4	10.1	10.8	11.7	12.3	10.0
15年	13.0	14.7	15.2	13.8	12.8	12.5	13.2	14.0	14.6	14.8	15.4	17.2	14.3
16年	18.4	21.8	23.2	18.8	17.0	16.1	20.7	24.1	20.8	24.5	22.3	20.7	20.7
17年	19.2	18.9	21.8	22.5	19.6	17.5	16.8	19.7	20.8	21.7	21.9	21.5	20.2
18年	20.9	21.3	22.0	22.2	23.5	24.4	24.4	24.4	25.9	26.4	26.9	29.5	24.3
19年	30.0	31.3	34.3	35.4	33.9	33.0	34.6	35.2	36.7	37.0	35.0	37.1	34.5
20年	40.7	43.9	50.0	56.6	60.2	63.5	65.4	47.0	40.5	20.4	10.7	13.7	42.7
21年	16.4	17.0	14.7	17.8	19.9	21.9	24.6	27.5	26.3	21.7	23.3	23.2	21.2
22年	26.2	28.5	34.1	36.6	35.3	28.6	27.0	28.1	28.4	25.4	27.2	31.2	29.7
23年	34.0	35.5	33.1	34.1	31.1	30.5	30.8	29.3	30.9	27.6	24.6	29.4	30.9
24年	28.1	28.6	30.1	29.5	27.7	23.6	23.6	24.6	22.7	20.0	21.9	23.8	25.4
25年	27.3	30.2	31.9	30.4	29.6	28.9	28.4	30.0	31.8	32.2	35.0	35.7	31.0
26年	33.7	31.7	28.1	29.5	29.3	29.8	30.0	29.8	30.4	27.9			30.0

※全国5地区平均価格(S25～41までAカルテル資料、S42年以降は本紙資料(代納値))※鉄くず統制価格は昭和27年2月に廃止。